

平成23年12月19日(月曜日)

(会議第5日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村將伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	矢野健康	税務課長	米津芳喜
農業振興課長	松田二	産業推進室長	森下昌三
まちづくり課長	武政登	地域住民課長	大塚一福
建設課長	森田貞男	海洋森林課長	濱田仁司
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議 事 日 程 第 5 号

平成 23 年 12 月 19 日 9 時 00 分 開議

日程第 1 一般質問

議 事 の 経 過

平成23年12月19日

午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

皆さん、おはようございます。

これより、日程に従って会議を進めていきますので、よろしくお願い致します。

諸般の報告をします。

明神照男君から遅刻届が提出されていますので、報告致します。

また、本日の会議終了後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

これで諸般の報告を終わります。

地域住民課長から発言を求められています。

これを許します。

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

前日の、山崎議員からの、防災行政無線はいつまで使うのかという質問に対しまして、平成27年度をめどにという答弁しました。

それは、27年という期限はなく、使用できる範囲使用していきたいと思いますが、前日、答弁しましたように腐食等のこともあり、修理費によっては今後検討していきたいということですので、訂正しておわびさせていただきます。

議長（山本久夫君）

これで地域住民課長の発言を終わります。

地域住民課長の発言のとおり、訂正することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。

よって、発言のとおり訂正致します。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

下村勝幸君。

2番（下村勝幸君）

そしたら、質問の方、始めさしていただきたいと思います。

今回は、大きな項目3つありますので、よろしくお願い致します。

まず、第1点目です。これはずっと続けておりますけど、震災対策について少し確認したいことありますので、まず1点目、よろしくお願いします。

先の中央防災会議の政府提言に、津波避難は徒歩5分以内で完了するという目標が示されたが、これに対し町としてどのように対応していくつもりか。特に、周囲に高層の建物や、付近に山のない場所についての対応を問うという質問であります。

これにつきましては、先日、坂本議員の質問で、あらましの部分は理解できました。特に町長の答弁の中で、避難困難地域への対応は、これは最重要課題として対応していきたいというようなご答弁もあったかと思いま

す。

それで、まず1点確認したいのが、この中央防災会議の5分という目標が出たわけなんですけど、町として、これにどういうふうに対応していくのか。もちろん、その避難するのは早ければ早い越したことはないわけなんですけど、高知新聞の記事見ますと、その5分間の始まり、その起点の部分、揺れ終わってから、また揺れ始めてから、その部分、どこから数えて5分なのか分からないので答弁できないというようなのが、黒潮町の見解として新聞には出ておりましたが。

そのあたり含めまして、どういうふうに対応する、その時間的な感覚はどのように思っているのか、まずお答えください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは、下村議員の一般質問、震災対策についてのご質問にお答えしていきたいと思っております。

まず、通告書に基づきましての答弁をさせていただきたいと思っております。

ご質問のとおり、海沿いなどですと、津波到達時間が短い地域は、おおむね5分以内で安全な場所への避難が完了できるようにとの新たな目標が出されました。長い海岸地域を抱えてる本町ですと、目標とはいえ、達成するのは容易ではないというふうに考えております。しかしながら、今後はこの目標に少しでも近づけるようにですね、対策を検討してまいりたいというふうに考えております。

その中で、5分という部分ですけれども、まあいろんな意見はあるように思いますが、今、自分たちが一番厳しくとらえておるのはですね、やはり、揺れ始めてから5分というふうに大学の先生の講演もありましたので、そのような考えでおります。今、想定されておる地震がですね、1分から2分という、100秒とか言われておりますので、2分と考えますと、3分で逃げなくてはならないというような数字にはなるわけです。

従いまして、相当厳しいというふうに、自分たちはとらえております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今、時間の話、出ました。自分の中では、もしかしたら揺れ終わってからの5分間ぐらいを目指していくのかなというぐらいには私、思ってたんですが、もう揺れ始めてからの5分間ということですので。今、課長答弁ありましたように、本当にこれは大変厳しい数字で向かおうというのを町としては認識しているということで、逆にシビアな数字に挑戦していくということで、私としては大変にいい方向で動こうとしているというのには理解できました。

で、町長答弁の中に、1メートル、1秒でというお話がありました。とすると、3分になれば200メートルを切ります。5分レベルで約300メートル範囲。で、現行、大体、今まで8分ぐらいで避難したいということで考えられていたと思うんで、それ8分でしたら480メートルですので、大体500メートル範囲の中で逃げられる場所を確保していくというような意味でとらえられたと思うんですが、今、200メートルと、ほぼ。

沿岸部で、課長からの答弁ありましたように、避難できる山があったりとかした場合は問題ないと思うんですけど、そこに避難道もきちんと整備され、すぐにそういう場所が確保されていけば、この問題、もしかすると3分以内での避難ということは可能になるのかなと思っておりますが、そういう場合がない場合、物理的にそういう

逃げられる場所のない場合、そういう地域に対しては、では、どういうふうに対処していくおつもりでしょう。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

これにつきましてはですね、今までもいろんな協議の場で申しておりましたけれども、やはり、垂直避難ということを検討していかなくてはならないというふうに考えております。

まあ、一つの例としては、避難タワーということになろうと思いますが、まあそういう方向で検討したいと思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

今、冒頭ですね、この時間についての認識をまず確認しておきたいと思ったのは、今、課長答弁ありましたように、その避難タワーのお話です。

で、私、今回この質問を取り上げるに当たって、一番その考えたこと。それは、やはり避難の困難となる、まあ実際言えば、例えば入野地区であったり、この黒潮町の大方地区の中心部であります、その入野地区の、その住民の避難場所のこと。で、ここにつきましては町長の方から、現庁舎、もしくは現庁舎の東側ですね。そこに新庁舎を建てる予定であったものを、スケン谷へ、もう上げますということも明言されましたし、その方向で今、全体的に動いてるわけです。

そうなりますと、当然今までは、その新しく新庁舎ができる、もしくは今の庁舎、この庁舎に、もしものときは逃げたいと思っていた方たちが、それがスケン谷へ行ってしまうということは、この場所がなくなってしまうわけですね。そうなれば、それに代わるものはもちろん準備する必要があるわけで、そのことについては、これが大前提であるからこそ、スケン谷へ移転をするというお話が出ているというふうに私は認識をしていましたし、もちろん今もしていますし、そのように思っていますが。

これにつきましては、同じ認識として考えてよろしいのでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

具体的にですね、今、どこどこという所は持っておりませんが、避難困難地域につきましては垂直避難の検討をして、先ほども答弁致しましたけれども、避難タワー等をですね検討していくという基本に立っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

そしたらですね、ちょっと視点変えますけど。

庁舎をですね、その高台へ持っていきます、スケン谷へ持っていきますという表明をして、この議会の中でも説明がありましたし、こういう体制でやっていきたいというお話が出てからですね、その入野地区の住民の皆さんへの説明は行いましたか。もしくは、その入野地区の代表の区長さんであったり、自主防災組織のリー

ダーとなる方たちに対しての説明は行いましたか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まだ、できておりません。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

それは、なぜできていないのか。

また、そういった説明はいつ行うつもりなのですか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まあ、基本的には早急にということが前提にあると思いますけれども、今ですね、自分たちが自主防災組織なり、区長さんの所に説明に行くという思いの中には、やはり津波想定高がありまして、その想定高でハザードマップなりを作ってますね、詳しく説明したいというふうに考えておりまして、まだ、その想定高が出ておりませんので、説明できておらないという状況にあります。

タワーを建てるなり、何か高い所を造るなり、ということになりまして、どうしても想定高が重要になってまいりますので、今の段階ではそういう状況という状況でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

町長の方にですね、ちょっと確認したいんですが。

町長ですね、選挙公約のその根幹をなす部分として、住民との対話、これを重視していくと。住民とのいろいろな話し合い、またいろいろな意見を聞く中で、この町政の中に生かしていきたいという部分が、私はその町長の姿勢の中で一番強く表れていた部分じゃないかなというふうに思っているんですが。今、総務課長、答弁ありましたように、この内容については住民への説明が、今言われたように全くなされていません。ということは、我々はこの議場の中で、どういう展開になっていくということはある程度理解できても、それがちゃんと伝わっていない住民の中には、非常に不安を持っている人たちが、今、たくさんいるというのが現状であろうかと思えます。

自分たちのその震災の特別委員会では、年明けに入野地区、また佐賀地区の中心部の住民代表の方や、また、この防災関係の地域のリーダーの方たちとの意見交換を行う予定にしたいというふうに、特別委員会では決めています。

今のその町長の思いの中で、住民の命は絶対に守ると。この庁舎がスケン谷へ上がっても、避難の困難になろうとする方たちの命は必ず守るんだという姿勢がきちんと伝われば、こういった住民への不安はなくなるものだと、私はそのように思っています。そのときに、想定、その国の指針があるとかないとかということよりも、いろんなその想定が出ようと出まいと守るんだという姿勢を明確に示してあげれば、私はある一定、そういった不安の部分は取り除かれるように思いますが。

町長、対話を重視するという町長の見解を聞かせてください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まずですね、全く説明ができてないとは認識しておりません。入野中心部の地区別懇談会を行ってるわけですが、これらはほとんど3.11以後のことです。

当然、庁舎問題につきましては相当数のご質問をいただきました。表明させていただいて以降は、丁寧に説明をしまいたつもりです。

それからまた、この特化した住民説明会でございますけれども、当然、住民の皆さんと直接お話ができる機会、これにつきましては、代表という形で庁舎検討委員会、こちらが最後であったように思います。それ以後、できていないというのが現状でございますので開催をさせていただきたいと、そんなふうに考えております。

それからもう1つ補足させていただきますと、ちょっと前に戻りますけれども、5分以内でのという時間の見解でございます。当然、科学的知見に基づいた、そういった算定であると思っておりますので、目標到達に向けて全力で努力するといったことは言うまでもないところでございます。

ただし、これが7分かかるから、8分かかるから、そこには整備を致しませんというようなことにはならないと思っております。それが7分であろうが8分であろうが、有効であると考えられる避難施設、あるいは避難経路による、整備による到達時間の短縮。こういったことについては、あらゆる選択肢を排除せずに進めていかなければならないと、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今の部分、ちょっともう1回確認したいんですが。

まあ、地区別懇談会はずっとやっていってるのは、これは分かっております。今までも、幅広くその地区の意見を聞いていきたいということで動いてきたのは十分分かるわけなんです。その中で、それに特化した説明会はまだやっていないということでありましたし、総務課長はそれについても、今から説明会、そういったことは、住民への説明は早急に行っていきたいという意見もありましたので、その部分については、今から丁寧にやっていくという考えの方向は間違っていないんですね。

このあたり確認してください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

執行部としての見解は、これまで表明させていただいたり、あるいは議会でたびたび答弁申し上げておりでございますので、見解統一はできていると。それをもって説明をさせていただきたいと、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

まあ時期については早急にということでしたので、もう今年自体は終わってしまいますので、年明け早々ぐらに行われるのではないかとことを思いますし、ぜひそうしていただきたいと思います。

そうした中で、先日、議会の方に黒潮町地震・津波対策事業計画の構想案というもので、これは震災対策の

特別委員会の方から、ぜひ、今後の計画のあらまし、概要でもいいので、ぜひ見せてほしいということで要求しまして、それに基づいて、これが出てきました。で、この内容を確認してみましたら、その入野地区の避難タワーの設置予定個所については、今現在、万行。これは今、設置されていますが、これで十分なのかどうか。ここは今後の見解、まあ国の指針等も待たれる部分であろうかと思いますが。それから、あと早咲の南、浜の宮というふうに出ております。

で、今現在、総務課長が、まあ実質 200 メーター。当初、5 分レベルで、私は 300 メーターぐらいの範囲をと思ってたんですが、そのぐらいの避難困難者を物理的に逃がす場所として、これだけで大丈夫なのかどうか。物理的に、距離的なその条件を勘案して、今のこの 3 カ所、今、入野地区に限って、私、質問してますけど、この 3 カ所だけで大丈夫なのかどうか。

この見解を教えてください。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まだ具体的な数字をです、避難住民の数ですけれども、具体的な数字を積算したものがございませんので、今のところ構想ということで、ああいう資料を出ささしてもらいました。

絡めて、この入野地域です、松原、あるいは浜への観光という方もおりますので、そのあたりの方も含めた、また別のこともです、検討してまいりたいというふうなことも含めた資料です、提出させていただいておりますので、避難タワーということは大方地域の 3 地区と、今、ご質問があったところですが、それ以外にも、可能ならば盛土方式での対応等もです、検討したいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

今、まあ 3 地区、取りあえず今、その部分考える。また、松原へ来ている方、浜へ来ている方、そういった人たちへの避難も、同時に併せて考えていくという話もありましたが。

私がです、今回一番質問したかったポイントは、この庁舎の移転問題と、今言われているその避難タワー等を含む、その避難困難地域の方たちへの対応は、別々に取り組むべきものではないと思っています。これは同時進行、もしくは並行的に行っていくものであろうと思っています。もし、それが今現在できていないのであるならば、すぐにでもその協議を始めるべきだろうと思いますし、私は、国の指針がないからといって、それを待つ必要もないし、待つはいけないと思います。

今言っているのは面的な、距離的な条件の中で、どのエリアをどういう形で配置していくのかということに、私は重点が置かれるべきものであって、特に、この庁舎がなくなるということを想定して、じゃあ、もしもこれがなくなるのであれば、どういうふうに本当にその地域の人たちを守っていくのか。また、説明も含めて、同時に皆さんに見せていくべきものであろうと、そういうふうに思っています。

で、今回、私が震災対策の特別委員会を組織したいと思ったのも、自分の、私が議員になったやっばり一番のその使命としては、本当に町民の命と財産を守ること、私は一番力点を置いてます。これは執行部の皆さんも、町長を含めて、皆さん同じ見解だと思います。そういったことの中で、この庁舎が、例えば移転をするとき、もしくはこの移転を完了するまでに、それに代わる、やはり代替の施設なり、その地域の人たちを守るというものがなければ、私自身が今現在、この庁舎を移転することに賛成することができません。な

ぜならば、命と、私たちが一番大切に考えなければならない町民の命が守れなくなるからと思うわけです。

この点について、町長いかがでしょう。やはり庁舎移転の問題と、今言った避難困難地域とは同時進行、同じような進み方、同じようなペースでやっていくという方向はあるのかないかお答えください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まずですね、避難困難地域への対応をやるのかやらないのかという、基本認識のここからの合意形成が課題だと思います。避難困難地域の対応は、もう必ずやると。これはもう、聞かれるまでもないところでございます。こちらにつきましては必ず対応していくというのが、まず基本認識の根幹でございます。

それから、庁舎移転に伴うこの浜の宮地域周辺の避難場所がなくなるといったことでございますけれども。こちらにつきましても、執行部として、その庁舎が移転するのに、例えば避難タワーであったりとか、そういった避難施設ですね。そういったものの建設が間に合わないという見解は、毛頭持ってございません。

ご存じのとおり、これからまだまだ議会の皆さんと合意形成を図りながら進めていくところでございますけれども、当面、今のスケジュールでいきますと、28年度ぐらいまでこの庁舎がここに存在すると、そういったことでございます。それまでに間に合わないというような、そういったタイムスケジュールにはならないということでございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

大変安心しました。ぜひですね、今、町長がここで、この場所で、そういうふうにお答えされたことを、住民の皆さんの前で説明をしてあげてください。今、その説明がないから、住民の皆さんが不満にも思ってますし、不安にも思っています。この言葉が、私は住民の皆さんにとって一番大切なことだと思っています。どうか、具体的な高さ、またいろいろなこと、それは今からの話であるけれども、私たちは絶対に住民の命を守るということを、今、ここで町長が言明されたことを、ぜひ住民の皆さんに説明をしてあげてください。よろしくお願いします。

それで、今度はその避難タワーについて、今回、土曜日、日曜日ありましたので、本当であれば、私はここまでの質問で終わるつもりでしたが、少し、全国的なその事例のことも含めて、現在、どういうふうなタワーがあるのか。また、どういうふうな計画されているのかということも、ちょっと調べてみました。

そうしましたら、神奈川県で、面白いというところなんですけど、取り組みをされているを見つけました。それは、神奈川県が主体になって、そういう津波地域の被害を受ける自治体と連携して、じゃあ、もっと広い面的なイメージで、例えばこの幡多地区だったら、幡多地区全体をどういうふうにしてカバーしていくのかということ、音頭を取って、リードをしながら構想していくというような取り組みが、私はホームページの中で見つけましたし、そういう取り組みを今年の10月にやられているということがありました。

で、私が思ったのは、県がまだ指針が出てないということで、なかなか動きにくい部分はあろうかと思いますが、実際、この神奈川の場合は、その指針が出る前からそういう体制で動き始めたということですので。私は、黒潮町がリードを取って、この、例えば西南地域全体をどういうふうにしてカバーしていこうと。どういうアイデアがあるのか、そういう勉強会的なものでもいいと思います。検討委員会的なもの。いったことを町長の発案で、県も巻き込んでいくような動きへするためにも、リードを取ってみたらどうでしょうということを思うわけですが。

町長、いかがでしょう。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、黒潮町が音頭を取っていけるかどうかはちょっと分かりませんが、当然言われるように、県には膨大な防災の経験値と、それから資料、あるいは情報が蓄積されているわけでございます。こちらの方と連携を図っていきたいと思います。

それからもう1つ、避難タワーでございますけれども、3.11を受けまして、避難タワーの機能が相当見直され始めました。主にメーカーが先陣を切って、機能の見直しをしていただいているところでございます。

これまでは耐圧、こちらにつきましては流水だけの耐圧の強度であったと、そのようにお伺いしております。しかしながら、今回の3.11で相当の津波被害が生まれて、なかなか避難タワーが的確に機能したといった事例が数少ないようでございます。そのために、まずは、さまざまなものが流れてくるわけでございますから、それに対する耐圧がまずしっかりしているということが基本になろうかと思っております。その上に、科学的知見に基づいた高さをして設定していくと、そういうことが基本的な流れになろうかと思っております。

そちらの方も、私がお伺いした範囲でも、もう既に4月のあたりからメーカーさんは取り組んでおられるようでございますので、そちらの情報も必ず県に蓄積されていようかと思っております。それらを踏まえて対応していきたいと思っております。

それから、幡多広域で、今後、この防災協議が相当重要議題となってまいります。6カ市町村の中でも、当然、最も被害率の高いのは黒潮町でございます。そういった中で、どうやってその後の支援体制の協定を結んでいくのか。特に、この3.11を受けまして、パイの関係が非常に機能したと、そういったことがうたわれているところでございます。そちらにつきまして、現在、なかなか黒潮町として単独で、そのパイの関係を持っている市町村がないといったのも、非常に重要な課題であろうかと思っております。そちらにつきましても、早急に対応していくべきであろうと、そんなに考えております。

それからもう1つですね、3.11を受けまして、この防災だけではございませんけれども、地方を守る首長の会というのが結成されるようになります。最初は少人数でございますけれども、そちらの方へ参加させていただくようになりまして、そちらの方で、特に津波被害が甚大であると、そういった想定をされている市町村が一体どんな取り組みをやっているのか。こちらの情報収集が、かなりの確かつ膨大な情報収集ができるようになるかと思っております。そちらの方でも、いただいた情報と、それからその情報を県の方へも提出させていただいて、共に対応していきたいと、そんなに考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

私でございますね、今、全国の事例等も確認して、今、町長が言われたように、やはりその避難タワー自身が耐えられるのかどうかということも含めてですね、検討の見直しが入ってきているということはあろうかと思いません。

で、やはり万行地区に造ったようなですね、12.5メートルレベルのですね避難タワーというのが、私が見るにおいて大体標準的な形、高さであろうかというふうには認識しました。で、まあこのタワーもですね、大体まあ2千万から3千万ぐらいの事業費であつたりですね、結構やっぱり高額にはなりますし、また、土地のその費用であつたり、いろんな部分も掛かってくるのかもしれない。今後はですね、その避難タワーの、

今、町長も言われたような強度の部分であったり、高さの部分であったり、かなりお金も掛かりますし、大変な部分はあるかと思いますが、そういった広域でやる、また県にも巻き込んでいくというような部分で、いろいろな形でカバーもしながら、ぜひこれはですね、先ほど冒頭、町長が言われたように、全町民の命を守ると。特に、こういう避難困難地域の方たちへは一切心配を掛けないという体制の中で本当に頑張っていたいただきたいと思いますし、それはほんとに目指してもらいたいと思います。

それで、まあ避難タワー見ますと、もちろんあの避難タワー単体での設置も、当然、全国自治体ありますし、そういう形もありましたけど。見ていましたら、既存施設との併設であったり、既存施設への増設、そういった形のものも幾つか見受けられました。で、例えば、この現庁舎が移転した場合も、この前にある福祉センターの部分はここに残るといってお話は聞いておりますけど。例えば、この部分を拡充して、タワーとの併設を考えていくとか。もしくは、今、残るであろう、あかつき館であったり、ふるセンの方へ避難させるかどうかというのはなかなか難しい部分もあるかと思いますが、そういった既存施設の部分も活用しながらの避難タワーの増設、併設。そういったことも、もちろん考えられると思いますけど。

そのあたり、今現在ですね、町の方でどういうところまで考えられているのか。もしも想定されているものがあれば、ぜひお答えいただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

お答えします。

この前の福祉センターのご利用の方も、今、ご質問で出ましたけども。この件につきましては、少し検討させていただきました。しかし、ああいう建物でございますので、なおかつ、高さが非常に低いということですね、あれ以上にまだせないかんということになりますんで。そうすると、まあ構造的にですね可能かどうか、そのへんがですね、まだ確定しておりませんので。少し、費用が多く掛かるということであればですね、逆に単体で造った方がですね、ええのではないかなということ。

まだそこらへん、最終的なですね結論は出ておりませんので、そこらへんも今後、詰めていきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

今、副町長からも答弁ありましたけど、まあそれはケース・バイ・ケースで、やはり具体的なものが見え始めてから取り組まれることになろうかと思いますが、これ以上のことは、私ももう質問するあれもないと思いますし。

まあ、基本、大前提、もう命を守るという 1 点の部分でやっていただけるということですので、まあそのときには、エリアも含めて確実に守っていけると。そういう避難困難地域の部分は必ず解消していただけるということも確認できましたので、ある意味、私の質問の部分は終わろうと思います。

1 点だけちょっと確認したいのは、今後ですね、その避難タワーを整備していくときに、やはり、これは注文というかですね、ぜひお願いをしたい部分でありますけど。見ていましたら、避難タワーの一番最上部に、緊急の物資ですね。例えば、毛布であったりとか、あと、食料品であったりとか。で、特に、万行のタワーなんかは上がったときも吹き抜け状態で、あそこの風ビュービューの中で、この冬の真冬に何時間もあそこで耐えれというのは本当に物理的にもですね厳しいものがあって、ああいった部分をカバーするような対策も必要

かと思えます。

で、避難タワーいろいろ見てましたら、やはり最上部にですねそういった緊急物資を置いている避難タワーもありますし、また、太陽光パネル的なものを取り付けてですね、いざというとき、緊急時にその部分を、まあ緊急時というかですね、夜間の照明もそこに常時つけて、避難場所はここであると、停電状態になっても分かるような対策も取られている所もありますし。そういった部分は、今から具体的な検討はもちろん今から始まる所でありますので、私がもうここでごたごた言うよりも、もちろん町執行部の方がデータももちろん持っていると思いますし、そういうことは当然分かっていることだと思いますので、そういった部分への配慮をですね、ぜひお願いをしたいと思いますが。

その点、もう最後になると思いますけど、よろしく申し上げます。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご指摘いただいた内容を参考にさせていただいて、対応してまいりたいと思います。

それからもう1つ、来年度のですね機構について少し触れさせていただきましたけれども、その中で、この南海地震対策、こちらの方を特化してやらしていただきたいと思っております。そちらの方でも相当スピード感も持てると思いますし、また内容的にも充実したものができると、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

そしたらですね、この1点目についてはもう年明け早々に、ぜひ、先ほど町長が言明されたように、住民の命は必ず守るということ、住民の皆さんへの説明会を行うということを守っていただきたいと思えます。

そしたら、2点目に移ります。

2点目は、町の施策についてということで。町長が、まあこれは就任して間もなくのことですが、6月と9月議会で、町長のまちづくりへの思いを込めたようなランドデザイン的なものを、簡単なペーパー的なもので構わないので示してほしいということをお伝え致しました。あれから1年以上たっていますけど、残念ながらまだそうしたものを、まだ見せていただいております。

まあこれは、町発展のためのそのランドデザインですので、大変私は、これがあってこそ黒潮町の発展へと思っておりますので、そういったものをぜひお示しをいただきたいと思えますし、町長が答弁いただいたように、この内容についてはお見せしたいと。ぜひ、そういうものに取り組んでみたいという答弁もいただいておりますので、まあぜひですね、もうちょうど1年以上たちました。その間に、今質問したような、その震災のこともあったり、大変な部分あったと思えますけど。ぜひですね、もう1回、その原点に立ち返っていただいて、町長の方からですね、そのランドデザイン的なもの、いつお示しいただけるのか。また、そういったものをですね、約束いただいたように見せる気持ちはあるのかどうか。

まず1点、お聞かせいただきたいと思えます。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

下村議員のご質問にお答え致します。

昨年、ご質問いただいたランドデザインについて、いまだ整理ができていないのが現状でございます。で

きただけ早期にお示しする必要があると答弁もさせていただいておりますし、情報発信をしていく必要性もあるということですので、現段階ではおわびを申し上げる次第でございます。

今後の取り組みにつきましては、これまで全体像、あるいは産業別、そして住民の皆さんへのメッセージといった内容で、計3回、職員から聞き取り作業がございました。こうした発言録をまとめ、要旨をできるだけ簡素にお示しさせていただきたいと考えております。また、予算方針の説明会において、分野によっては企画書の提出を指示している所もございます。こちらの方も、住民の皆さまに直接関係のある重要案件につきましては、できるだけ簡単なものにまとめまして、お示しできればと思っております。もうしばらく時間を頂ければと思っております。

そして、去年の段階でお示しできるようになっておれば、このようなことをやりたいといったような趣旨のものになったかと思えます。それから1年たちまして、就任させていただいてから1年半以上が経過するといったことで、今後、お示しできるものになるとすれば、こういうことをやりたいということではなくて、こうなりますという明確なものをお示しする必要があるのかなと思っております。予算も伴うことですので、確定した部分についてはこうなりますと。あるいはそれに付帯する、こういうふうに関連的な事項は進めていきたいというのをできるだけ簡素にまとめたいとは思いますが、なかなかこれが非常に難しく、できればまとまる前段で、議員の方にもご相談させていただきたいと、そんなに考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

この質問をですぬ行うに当たりまして、私も、その6月と9月のその議事録をですぬ、もう1回最初から、じっくりちょっと読み直ししてみました。

ちょっと余談になりますけど、今、その情報基盤のこの事業が進んでですぬ、今まで、私、実家は上川口ですけど、家でインターネットを使って、こういった情報を見るということはまず不可能でした。ISDN回線使って、こういったPDFファイルを開いて見るということはまず不可能だったわけなんですけど。今は本当に、家にいながらネットでいろんな情報を調べたり、こういった議事録を確認したり、過去の、今、議会広報の部分をですぬ見るとかですぬ、本当に良くなりました。そういった部分ではですぬ、情報の格差の部分が解消されているなというのを思ったのが実感ですが。ちょっと余談になりましたけど。

そういった中で、この議事録、今、町長の方からですぬ、その必要性も感じるし、ぜひそういう方向でいきたいというお話もありました。また具体的な、こうなりますというところまで踏み込んだお話で、ある1枚もの、ペーパーものを作りたいというお話もあったんで、まあ、具体的なものがもうすぐ出てくるんだろうというのは、ほんとに期待して待ちたいと思えますけど。

私がですぬ、どうしてもここにこだわっている理由というのがですぬ、実は先日、矢野議員に対する答弁の中で、これは総務課長からですぬ答弁いただいた内容だったんですけど。その人口が減少していきながら、経済は右肩下がりであるという答弁がありました。で、私はですぬ、そこで確認したいのは、そういった状況を課長が確認した上で、じゃあ、どういった手を打ったのか。そういう状況を今見ている中で、具体的にほんならどういった手を打ったのか。

その部分をですぬ、まずちょっと1点お聞かせいただきたいと思うんですが、どうでしょう。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、さまざまな取り組み、恐らく行政業務のすべてが関連してくることであり、単純に、経済のパイを大きくする施策をこのような手段で打ちましたとか、あるいは、人口減少に対応すべく、少子高齢化対策についてこういう施策を打ちましたとか、ほとんどの業務が関連してくることであり、かと思っております。

そちらにつきましては、まだ、どこが重くてどこか軽いのかといった整理ができていないというのが現状でございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

大変ですね漠然とした質問で、答えに本当に窮する内容であろうと、私も思います。

で、今、何で私がこういうことを聞いたのかというのは、実はですね、自分が去年から聞いているのは、こういうふうになっていくであろうということが想定されるから、これからそれを避けるために政策をどういうふうに打っていくのか。それを示すためのペーパーが今必要だという視点の下に、この質問をしたわけです。

で、今、人口がだんだんなくなり、経済も細り、事業所が減り、それはもう見えてる状況でありますし、今、何もしなければ、こういう状態はずうっと続いていく。言え、じり貧状態になっていくということは、もう本当に目に見えています。で、この打開策が本当に簡単でないということは私自身も十分に分かっていますし、じゃあどうするか。本当にここが一番、町長が頭を悩ませる部分でありますし、執行部としても一番考えねばならないことであろうと思います。

で、今回ですね、そのインターネットが使えることになったことによって、この町の施策、この予算編成に当たって町長から出された、その予算編成の重点項目。こういう所を注意して、この予算を組んでいきたいということの中に、私、またネットの中で確認したんですけど、4つ、重点項目を町長は挙げられていました。その1つの中に、産業振興による就業機会と雇用の創出ということがありました。この中では、農業分野であったり、漁業分野であったり、3つの項目をさらに挙げられてましたけど。その予算を組むに当たって、ここに対して具体的な数値目標というのを出されたのか。もしくは出されているのであれば、それがどういうふうになっているのか。

この点について、町長の認識をお聞かせください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

新たな施策ごとの数値目標の設定というのは、予算が挙がってくる段階でということになるかと思っております。

それから、編成方針の説明会の方で、少し経済分野について触れさせていただきました。資料もお持ちであろうかと思っておりますけれども、平成8年、9年あたりから平成18年ぐらいの間に、いわゆる町内の総生産、これが350億から300億を切る程度まで、いわゆる50億程度の総生産が喪失された。それによって、関連の雇用が失われたという現状でございます。

それらを若干分析してみますと、ほとんどが二次産業、いわゆる公共事業でございます。そちらの公共事業の削減によって、相当の雇用喪失が進んできたといったのは、分析をすれば誰でもご理解いただけるところでございます。

方針の説明会の中で少し触れさせていただきましたのは、ここで失われた雇用を取り戻さなければならない。あ

るいは、経済のパイをある一定、確保しなければならない。そのために、私たちに残された時間というものでございます。

ご承知のとおり、これから公共事業に限って言えば、町の単費でない公共事業が相当数増えてまいります。これは高速道路であったり、関連事業であったり、あるいは現在進んでいる大方バイパス事業。こういったものの中で、ある一定二次産業の、特に建設部門については雇用の確保ができるであろうと。しかしながら、それが一定落ち着くその時期。これが、大体 28 年、29 年ぐらいであろうかと思っております。それまでに恒常的な雇用形態、こちらの方を創出、あるいは設置していく必要がある、そのような方針を説明させていただきました。

そうなりますと、単純に短期的な公的資金の投入で短期雇用を緊急避難的に打ち続けていくと。こういったことではなくて、恒常的な雇用ということでございますので、こちらにつきましては、例えば、委員会の方では説明させていただきましたが、農業公社設立による新就農者の確保。こちらにつきましては、産業を守るといった観点もございしますが、いわゆる就業機会の創出ということでございます。

そしてもう 1 つは、新規就農者の確保については、当然、施設園芸をメインにターゲットに絞っておりますので、こちらについては 2.7 人の就業機会の創出で、1 人の関連雇用が生まれると、そういった計算ができております。こういった地道な、地に足の着いた雇用施策を打っていく必要があると、そのように考えております。

それからもう 1 つは、今後、伸びてくる高速道路でございます。これが伸びてきますと、当然、全国の先進事例にならない、当町の交流人口が相当拡大されるようになるかと思っております。そう考えますと、観光分野等々につきましては、これから主たる雇用の場として確保していかなければならないと、そのようにも考えております。

当然、施策の中で、この雇用対策が非常に重要課題といえますか、本当にプライオリティーがナンバーワンであると、自分ではそう思っておりますけれども、なかなか短期間で恒常的な雇用に、年間 30 人、40 人増やしていきますといった施策が見当たらないというのが現状でございます。議会の方からもぜひご指導いただきながら、共に雇用の場の創出に努めてまいりたいと、そんなに考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

今ですね、町長の方から、公共事業を通じての雇用なんかはやっぱりある一定、単発的に雇用がバンと増えるわけですから、そういったものはもう本当に、ある意味特需的なものでしかない、私もそのように理解してますし、そこを求めるものでは駄目だと、そういうふうに思っています。で、恒常的な雇用は本当に難しいと思います。で、私もその部分は本当に認めますし、ここが、皆さんが本当に頭をひねっている部分であろうというふうに思います。

町長のですね、出されている指針の中で、単発でのそれぞれの事業の思いというのは私もよく理解できますし、個々にやっている事業自体は素晴らしいことだと思いますし、それは大切なことだというふうに思います。ですが、それがですね、どうしてもその面的な広がりであったり、個々の事業がそれぞれに絡んでくるようなその展開という部分がですね、どうも今の中ではですねちょっと見えにくい。また、見えてこない、私自身がですね、どういうふうに、それが面的に広がっていくんだろうっていうのが、どうしても理解しにくい部分があります。こういう施策を打っていったら、まあ全体がここここに波及して、そしたら、だんだんこういう形になっていくであろうという、そういったその仕組みづくりの部分ですね、なかなか今もってですね、ち

よっと理解し難いところがあります。

で、これをですね、私は町長一人に、もちろんこれ責任を負わせるっていうことではないと思いますし、もちろん執行部全体で取り組んでいってるわけなんです。私は、以前から指摘しているようにですね、この産業の部分、雇用の部分の一番核になるのがですね、産業推進室であろうというふうに、私はそこがこの役目を担うべきであろうと、今でも私はそのように思っています。何かをやろうとするときに、ふかんな視点で見れる場所。それは、ある意味ふかんに、専門的に考えて、全体を見渡して、じゃあ、こういう施策とこれとこれを組み合わせようとかやってみようとかか、いろんな、これはもちろん戦略という部分になりますけど、その黒潮町の発展の戦略を練っていく部署が、私は町長にとってのですね、その片腕的な部分に当たるのが、その産業推進室の役割ではなかろうかというふうに思っています。

で、そういった意味で、グランドデザイン的なものをぜひ作ってほしいと。それを作るに当たっては、産業推進室のメンバーとか、そういった方たちとの、もちろんやりとり。これは推進室に限ったわけじゃないですけど、もちろん、そういう所の核になってくるであろう室であろうと、私はそのように今も理解してますから、そういった所ですねバランスを取って、やっぱりやるべきじゃないかなというふうに思うわけですが。

町長、その部分どうでしょう。町長は今から、やっていきたいということは言われてるんですけど、その今度、手法ですね。手法の部分、どういうふうに今、お考えになられてますか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答え致します。

産業振興を担う課が幾つかあるわけでございますけれども、ほんとに議員ご指摘のとおり、例えば農業振興課であったり、あるいは海洋森林課であるというのは、ある一定、業務のエリアが絞られた、そういった課でございます。そう考えますと、室のふかんな体質というのはご指摘のとおりでございます。

今後ですね、進めていかなければならないその産業振興施策の大きな方向性といいますか、そちらについて今回、予算編成方針で説明させていただきました。これまではどちらかと言いますと、行政には、行政の優位性というのは、民間に比べて補助スキームであったり、あるいは補助金の直接受け皿であったり、そういったことが優位性を保っていたと、そのように考えております。それに従って、行政は企画を挙げ、そして執行していくと。そういったのが、主な産業振興の流れであったように思います。これでは若干、スピード感の確保ができないと、自分では現在、そう認識しております。

その中で今年説明させていただいたのは、既存の施設へのでこ入れ、こちらでございます。既に民間で経営ノウハウ、あるいは販売ルート、そういったものをお持ちの所が多数ございます。こちらについて手を差し伸べることで、行政が単純に直接雇用を生むのではなくて、そういった民間施設で雇用を生んでいただく。こういったことの手助けがスピード感を担保することになろうと、そのように思っております。当然、それだけではいけませんので、公的な企画等々とも挙げていく必要はあるわけでございますけれども、民間にとりましてはなかなか時間がないというのも現状でございます。そういったことで、これからは民間施設、現在ご商売を営まれている民間の事業体に向けての支援を徹底的にやっていくと、そういったことを指示しているところでございます。当然、こちらは産業推進室の方が担当課ということになろうかと思っております。

それからもう1つは、さまざまな新しい取り組みをやっていく必要があるわけでございます。これまで経済分野として見られなかった部分、こちらの方でも、雇用が見込める分野がございます。12月16日に閣議決定された、来年度の政府予算の方針がございます。こちらの方でも、やはり新しい公共が主軸となった予算枠の

確保がされるようになっております。そうなりますと、今後、社会貢献活動といった、若干経済活動とは違った所で、例えばNPOであったりといった所の雇用が見込めるようになってこようかと思っております。

併せて、高齢化が進んでいくわけでございますから、介護のニーズ、そういったものも高まってくると。こちらの方にも柔軟に対応していく必要があると、そのように考えております。

単純に、これまでの産業振興施策の中で、経済分野に限って雇用を考えてきた、そういったところから少し脱皮する必要があるのかなど、そのようにも考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

もう町長の答弁ですね、私は本当に同感ですね。町長が進めようとする方向性は、私は絶対間違っていないと思いますし、その部分についてはですね、ほんと自信持ってますね、やっていただきたい。で、あとは、それについての手法であったり、どういうふうにそれを取り込んでいくのか、また、巻き込んでいくのか。そこがもうリーダーの、今から推進力であろうというふうに思います。

で、今回ですね、例えば自分がよく見えないと思った1つの理由がですね、例えばこういうのが今回の予算の中にありました。今回、プロ野球の選手を誘致する費用が計上されました。で、私にはですね、それが黒潮町の将来のその未来図の中の、未来図というジグソーパズルですね。ジグソーパズルの中の、どのピースになっているのかというのがですね、まだ私は理解できていません。

というのが、今回、例えばこういうプロ野球選手を誘致しましたと。誘致することによって、いや、何となく、あの選手がここでキャンプしたから、じゃあ、おれも行ってみようか、というような、プロ野球選手がここに集まってくる。また、それによって観客が増えてくる。そういったことをですね、何となく自分は漠然とですね、まあ言葉は大変失礼な言葉かもしれないですけど、その安易なですね、希望的な観測の中で、そういう施策を単発でやっているようにしか思えません。

で、町長がですね、本当にここの予算をこういうふうにつけるのであれば、将来の未来図までかっちり、ジグソーパズルのピースはここに入れたら、最終的にはこういう絵ができてくるんだという、そういう未来図みたいなものがですね私はどうしても見えてこずに、単発でこのピースを入れていく。ただ、ここへ入れてみて、うわあ、うまくいったら、こうなったらええなという、その思いだけで動いてるようにしか私は思えないわけなんですけど。

そこらへん、町長、今回このピースを入れたことによって、本当に、今言ったような経済効果の波及であったり、いろいろ、どこを狙って町長がこれを入れたのか。ぜひその部分、まず1点、お聞かせください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご指摘のとおり、全体像の中から落とし込んでいったようなピースではなくてですね、単発で出てきた案件に対応したというのが現状でございます。そちらにつきましても、今後、さまざまなピースを取りまとめて全体像を描く必要があるというのは、本当にご指摘のとおりであると思っております。

言葉が、若干、ニュアンス的に違うかも分かりませんが、先ほど答弁申し上げた中に企画書の提出を求めている分野があるというのを答弁させていただきました。恐らく、議員がおっしゃられるニュアンスと全く一緒に、単発の事業を挙げてくるのではなくて、その事業は一体何の目的のための、その達成プロセスの中でどこに位置するのか。そういったことを明確にするための企画書でございます。難しいものになる必要は全然

なかろうかと思っておりますが。

そういった企画がですね、実は1つ2つ、もう既に挙がってきております。そちらについては、直ちに皆さんにお示しできるようになろうかと思えますけれども、ただし、それすらもまだ、町政全体でピースということになろうかと思っておりますので、早急にまとめさせていただきたいと思えます。

プロ野球選手の誘致でございますが、議会にお認めいただいた、現在、関東の方で活動していただいている方がおられます。そちらの方が営業活動を一生懸命頑張っていたいただいているわけでございますけれども、そちらの方からのご紹介ということでございます。

そういった中で、単純に単発的に挙がってきたその案件に対応するかしないかという判断を行政は常に求められるわけでございますけれども、全体像がないから、今回はこれを見送りましょうというのはなかなか判断しづらくて、将来的に有効に活用できるであろうと、そういった見込みで、今回、プロ野球選手のその誘致については単発で予算を確保させていただいたというところでございます。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今、町長がお答えしてくれたんですけど、まあ本当にその単発的に、この予算についてはやったということで、もう正直なところやと思えます。

で、全然、私はですね、これ自体をして否定してるもんじゃなくて、こういう取り組みは私はいいと思うんですよ。で、本当に交流人口を増やしたりとか、子どもたちの将来のためにもですね、そうやってプロ野球選手がここで来て、実際それを目の前でプレーしているのを見るとか、副次的な効果とかはたくさんあると思えますし、私は絶対これはいいことだと思うんですけど。やはり町長が言われたように、全体像はこうなっているから、その部分のこれはここに該当するという、もっともっと大きなものがやっぱりあって、これが出てくるのが私は筋だと思いますし、そういう形ですべきものだと思います。

ですから、ほんとはこういった、ある意味、言葉は悪いかもかもしれませんが、小額的な、単発的なものじゃなくて、もっと長い見地というかですね、もっともっと未来像的な部分から、いや、もっと大規模にやりましょうと。逆に、こういう未来図が描けるから、こういう形で予算投入しましょうというぐらい思い切ったものが出てくるぐらいのもので、私は逆にいいと思ったわけです。

それで、ちょっと話がずれるかもしれないですけど、先日ですね、これはよその町になりますけど、梶原町の記事が高知新聞に大きく取り上げられていました。で、全国から行政関係者や議会関係者、これがもう視察に今詰め掛けているということで、もうその視察の受け入れ態勢というかですね、もう視察、これ以上はちょっと無理ですというような規制まで掛かっているような、そんな記事であったかと思えます。

で、私がですね一番言いたいのは、やっぱりリーダーが、この町はこういうもの、例えば大西町長は、ずっと一次産業を基幹として、これはもうもちろん、うちの一番強い部分でありますから、そこをベースとして打っていくということは言われてますし、これはぶれない町長の姿勢だと思います。私はこれで十分だと思います。で、これをやりながら、じゃあどういふうにそのポテンシャルをほんとに上げていくのか。で、梶原は、言えば自然エネルギーの分野で特化して、自分たちはこういうまちづくりをする、これをやっていくんだというリーダーの下の中で、何年もかけて今の形を、僕はつくっていったものだと思います。

そういったように、黒潮町もですね、決してですね、ほかに負けているとは思いません。ポテンシャルは本当に高いものがあると思えますし、全国から見てもこれだけの内容を持っている、これだけの素材のある地域はそんなないと思えます。ですから、町長自身がですね、本当にここはもう目いっぱいですね、もう頭をひね

ってですね、最終的に自分たちを、なるほどと。ああ、それはすごいと。そこを考えていたのかというふうには、こうならせるようなですね、そういう目標、そういうペーパーものを、私はぜひお示しいただきたいと思います。

もちろんこれは、さっきも言ったように町長だけに押し付けるものじゃなくて、議会関係者も、行政関係者もみんなで一体になって考えないといけないものでありますし、その方向でやっていきたいと思っております。

もう時間もだいぶなくなってきましたので、町長ですね、その部分。町長の思い、もう1回だけですね、お聞かせください。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご指摘いただいたとおり、各課との協議を進めながらできていくものであらうと、そんなに考えております。

今後、そういったことに時間を割いて、詰めていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

議長、お願いがあります。

少し時間を延長、お願いしたいと思っておりますけど。

議長（山本久夫君）

少しといたしますと。

2番（下村勝幸君）

できれば、2割ルール適用していただければありがたいと思っておりますが。

議長（山本久夫君）

あと10分。

2番（下村勝幸君）

10分ですね。はい、分かりました。

それでは、延長の機会いただきましたので、最後の質問に移らさせていただきます。

最後の質問はですね、これは私、監査員になって感じたことを、質問という形で取り上げさせていただきたいと思っております。

まず1点目としまして、例月監査で示される、予算の執行率を定例議会でも示した上で、予算執行の状況を各常任委員会で説明すべきと思うがどうかという質問であります。

これは、私、議会の監査をですね、議会側から監査を任されて、今、定例監査をずっとやっているわけなんですけど。そのときに感じるのは、まあ皆さんご承知のとおり、行政では年度ごとに予算が組まれて、その年度で消化をされていくわけです。

で、その中で、まあ以前ですね、同僚議員からも質問あったんですが、事業のその執行が遅れているのがあるんじゃないかと。で、事業が予定どおり進んでいないんじゃないかと。で、もう少し予算がつけば、すぐに早い時期で、その執行が望めるんじゃないかというような意見があったことがあります。で、そこで、その例月監査の中では、毎月ごとに執行率というものが提示されてくるわけなんですけど、その、例えば月数の割にはですね、その執行率があまり十分になされていないように見える部分を感じられます。

で、具体的に言いますと、これは23年10月末現在の例月監査の部分で、これは11月11日に出していただ

いた部分ですが。例えば一般会計の執行率、これは歳出の方のお話なんですが。今現在ですね、実際、その執行されたのが27.06パーセントということで、ここでは出てきてます。で、この中には、もちろん特別会計で組まれる給与部分とかが入ってないんで、かなり低い数字のように見えますけど。それにしてもですね、もう11月時点で、この27.06という数字。まあ、支出負担行為の部分からいくと40.52になってますね。というふうな数字で来てます。

で、まあ実質はですね、あと数カ月で今年度も終わるという状況の中で、この執行率がですね、まあ自分の監査の部分で見えてくるのは全体を通してということですので、できればですね、こういった情報も各委員会に挙げてあげて、各委員会ごとにですね検討してもらおう。ということが、議会側からもですね十分なそのチェック体制も深まるわけですし、行政としてもですね、同じ認識の中で執行していくことができるんじゃないかなというふうに思って、今回この1つ目の質問を取り上げました。

この部分について、回答をお願い致します。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

それでは、下村議員の3番目、議会監査を通しての意見についてのご質問にお答えさせていただきます。

予算の執行率につきましては、議員が申しますように例月監査時に監査資料として提出し、監査をしていたところでございます。

この状況を定例議会で説明すべきではないかというご質問でございますけれども。事務執行者は、当然、執行状況を常に把握し、可能な限り事務執行を早め、効果の早期発現に努めていかなければなりません。この執行率を議員さん全員が確認する意味がどうか、制度的なことがありまして、少し考えるところがございます。まあ制度的なことにつきましては、先ほど議員が申しましたように人件費等の関係、また行政の場合、どうしても後半に事業が偏ってくると、そういったことがございますので。9月くらいまでのですね執行率は、本当に参考になるのかなというふうな疑問がございます。

そういったことがあってですね、定例議会での説明もやぶさかではございませんけれども、現在の状況では、例月監査で監査していただいてですね、ご指導、ご意見いただくことでまあ十分ではないかなというふうに思っていますので、そこらへん、ぜひまあご理解いただきたいなというふうに思っております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

今、副町長答弁されたことはですね、私も理解できますし、その内容自体分かります。

あまり早い時期にやっても本当に意味ないんで、今言われたように、できればですね、例えば9月とか、12月とかですね、今現在、こういう状況になっているよということは、やっぱり各常任委員会ごとにですね、その所管の部分。できれば、そこには特別会計のですね、実際、そこに投入されたその給与分もですね、できればちょっと振り返るといいますね、計算上入れてあげて、大体この程度になりましたということも示してあげればですね、もう少しはっきりするんじゃないかなというふうに思いますので。

これは私からのお願いという形になろうかと思いますが、そういう方向もぜひ検討してもらいたい。

それから、今回ですね、ここで取り上げた理由はですね、実は、その繰越明許の部分ですね、どうしても私は気になるんで、この質問を取り上げました。

というのが、今、町の方ですね、今、まあ上半期、下半期ごとにですね、予算のその執行状況について、

財政状況の公表ということですか。ということで、今、これインターネット上にも公表されています。で、これを平成21年度からずっと見てますとですね、繰越明許金額が平成21年度で9億3,500万少し。それから次の年度で、これは平成23年6月時点ですね。そのときに10億4,800万。それから、平成23年12月で16億4,300万というような形で、その繰越明許額が、何と言うんですかね、予算額が増えていってですね。で、初年度、その組まれた予算と、この繰越明許されている額との、その何と言うんですかね、アンバランスとかですね、実際組まれた予算がきちんと使われているのか、消化されているのか。そこに人員の配置、仕事ボリューム、また、そのあたりもきちんとできているのかどうかというのがですね、この繰越明許額のその増加していくこの内容を見てるとですね、非常に不安になります。

そういった部分を、できれば議会側にもですねきちんと説明するためにも、こういう予算の執行率であったり、今現在の状況であったりとかいう部分が必要ではないかなということを取り上げたわけなんですけど。

この点について、答弁をお願いします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

お答えします。

まず、まあ基本は先ほど申したとおりでございますけれども、できれば一度ですね、全員協議会あたりでその監査資料を見せて説明もさしていただきますんで、そのあたりで一度検討していただければなというふうに思っております。

それから、明許繰越につきましてはですね、これ、これまでもだんだんにも申してきましたけれども、ここ2、3年といいますか、20年あたりから国の経済対策等がございますですね、国の経済対策はどうしても事業を切れ目なく実施せよという大きな命題がございます、どうしてもですね、それが3月、国の予算が3月にありますので、この部分はですね明繰にならざるを得ないという制度的なことがございます。

我々も、事業の執行はできるだけですね職員にも早く、早期にやるようにという指導はですね、毎回のように執行機関会議等でも説明しておりますので、そういった部分でですね、このずれというのは致し方ないというところでございます。

また、この明許繰越が相当大きなことになっておりまして、ほんとにこの合併後ですね、職員の定員管理によって職員数を大きく削減しておりますので、職員の仕事量がオーバーペースになっておるということは我々も十分承知しておりますけれども、こういった国の政策等をですね最大限活用していただくということで、職員の皆さまにもですね、そのへんは無理を言ってですね、今、対応していただいておりますので。まあ、これがいつまでも続くということには考えておりませんので。

まあそういったことで、今後も可能な限り、国の経済対策等はですね対応してまいりたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

この点についてもですね、ほんとはもっともっと深くちょっと追求というかなですねお話ししたいんですが、もう時間本当になくなりましたので、まあ、この点については終わりたいと思いますけど。

要はですね、私が一番言いたいのは、その事業がですね、きちんとなされているのかどうかということです。で、例えば、もう納期が間に合わなくなってですね、最終的には業者さんに泣きついていくような、もう何と

かやってくれと。この予算を何とかしてくれっていうような感じの、その変な執行体制になっていないのかとかですね、そういった部分をですね、ぜひ、今、副町長言われたように、その国の体制の中で、今回、こういった明許繰越たくさん出てきたことは理解できますし、今、こういう形になっていってるというのもよく分かるんですが。そこらへんも含めてですね、管理をですねやっていただきたいと思いますし、議会の皆さんにもですね、このあたりも十分に考えた予算審査、またよろしくお願ひしたいと思います。

それから、もう最後の質問いきたいと思います。

今回ですね、その決算審査の中に、業務執行報告書というものが付いてくるわけなんですけど。その中に、その行政評価システムで検証されたような内容を示すことができないかという質問であります。

で、ここのですね、その業務執行報告書の中で毎回確認しているわけなんですけど、そこには、例えばどういう事業をやりました、どういうことでこういう配置になりました、こんなことをしましたという、その結果の部分は分かるんですけど。それをやってどういうふうな効果が出た、それをやって良かったのか悪かったのか、それをやって次にどういう展開が打てるのかというのはですね、あの業務執行報告書の中では、十分に見ることはできません。

で、せっかく、今、行政評価システムということで、その事業のそれぞれの検証を行っていくという体制ができていますので、できればですね踏み込めるところ、その中で新しい、新規事業であったり、今、重点的にやっている事業なんかではですね、町長、以前から言われているように、PDCAのためにもですね、この部分を織り込んでいく方法というものができないかどうか。

まず1点、お聞かせください。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

下村議員の2番目についてお答えします。

業務報告書はですね、決算書と一緒に9月の議会へ提出しております、その関係で、7月の末までにですね作成する必要になってきます。ただし、行政報告をしていただく行政評価実施調査委員会の開催時期はですね、どうしても事務的に9月になってまいりますので、従って、業務報告書の作成と行政評価の時期が違っておりますので、業務報告書へは行政評価システムですね検証された内容を示すことはできません。しかし、行政評価につきましては、黒潮町振興計画審議会の方からですね評価結果の答申書が出されますので、その結果を町のホームページにも掲載しておりますので、ぜひご活用をしていただければと思います。

もし、議員さんがですねペーパーが必要であるということであれば、その答申書を配布することは可能でございますので、そういったことで現実的には対応させていただきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

下村君。

2番（下村勝幸君）

まあ、決算審査のときにですね、本当は、まあ今、副町長言われたように、その結果の部分ですね。どういう効果が出たんだということがあれば、さらに深いその決算審査できるわけなんですけど、時期的にそれは間に合わんということであれば、逆に言うんですね、また、9月越した後でかまんと思うんですよ。12月時点で、前年度の決算、こういう形になりましたと。それについては、こういう結果が出ましたというような、その評価の分をですね、議会の方にも。全部をというわけじゃありません。やはり新規事業であったり、重点的にやっている事業であったり、こういうところはこういうふうな結果出たよということを議会の方にですね、今、

ホームページ上では、こういう形で出してますよということありますけど。ある一定、それは議会の方にですね提供してあげるといことが、私はやはり筋であろうかというふうに思いますけど。

副町長、どうでしょう。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

この評価結果については、当然、そういう形で出させていただきますが。

まあ、なかなかですね、この評価の検証された内容につきまして、決算報告、後でもかまんということもございますけども。なかなか、事務的にですね非常に難しいというふうに考えておりますので。

縷々（るる）、伺いますか、決算の段階あたりではですね、そういった説明もできようかと思っております、そのへんでご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（山本久夫君）

下村君。

2 番（下村勝幸君）

まあ、そうですね。今回、この部分についてはですね、私ももう少し勉強しておいて、もう少し突っ込んだ質問ができればいいと思ったんですけど、時間もちょっとなくなりましたので、もうこの点についても終わりたいと思いますけど。

町長がですね、予算の編成時に毎回指示を出している中にですね、そのPDCAをきちんとできるような仕組みを織り込んでいくことであったりとか、その行政評価システムで答申出された分をきちんと織り込んだ予算編成を目指してくれという指示が出てます。

そういった意味においてもですね、その行政評価システムの中で検討されたこと、その予算が執行されてどういう結果を生んだのかということがですね、やはり分かるようなものも、当然、その行政職員の中で共通認識を持つことも大事ですし、我々議会側にもですね、そういった資料を本当に提供していただいてですね、その同じ、黒潮町の発展のためという同じ目標に向かってですね土俵に立てるように、今後もですね前向きな形で検討していただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（山本久夫君）

答弁は。

（下村議員から「いいです」との発言あり）

これで下村勝幸君の一般質問を終わります。

この際、10時40分まで休憩します。

休 憩 10時 23分

再 開 10時 40分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、西村將伸君。

3 番（西村將伸君）

議長の許しをいただきましたので、通告書に基づいて質問を致します。

今回、3点のことですけれども、1点目の行政改革の進展度ということで。

2006年、平成18年3月の合併後、行政改革大綱および集中改革プランを推進して、黒潮町独自の行政評価システムといったことの構築等に取り組んできていますけれども。県下的というのか、これは全国的ですけども、合併が一段落した今、06年以降の行革で成果を挙げた事項を問う、ということで出さしていただきました。

ただ、この質問の前に、ほんとにただでさえこの1年は大変な1年になったわけですけれども、この長引く不況下で、未曾有の東日本大震災と。これから、ちょうど9カ月になっております。いまだに、その震災の傷が癒えることはなくて、テレビ等、報道でも、難儀をしている地方の方々が大変多くいるわけです。

また、その日本社会全体に閉塞感というものが覆ってですね、自信を失いかけている人々。ことに、この町内でもそうですけれども、若者に数多くおります。この町内においても、この新たな、来年、お正月を笑顔で迎えることができる方がどれほどいるだろうかと、私は憂うつな思いをめぐらすところでもあります。

これは、この身近なところで今年の10月、四万十ハローワークの求人、求職状況ではですね、求職者1,826人に対して、求人数は1,038人。この幡多郡下でも、結局のところ800人近い人が働きたくても働けない状況にあると。失われた10年と、この日本でも言われて久しくてですね、過去の国策の失敗と言えればそれまでですけれども、現在の政権下でも、ほんとに我が身を削ることはあまりせずですね、国民への負担となる増税論議、そういったことばかりが先行しているように思っております。

こうなるとですね、1986年度ですか、第1次の行革審が終わって、それ以降20数年たっておるわけですけれども、そういった中で地方分権、三位一体改革、こういったことをうたい文句に押し進めてきた、その平成の大合併。これは一体何だったんだろうかと、私は訳の分からんところになっております。

まあ国民も、また黒潮町民も、大変そこで苦悩しているところですが、こういった思いを持ちながら、身近な黒潮町の課題について、国のそれとは一線を画してですね、今回は行政改革についてお聞きするわけです。

この行政改革大綱の推進、または集中改革プラン。こういった中に要約して、事業事業の、事務事業の見直し、また、組織機構の充実強化、定員管理の適正化等々あったわけですけれども。それと、効率的な行政運営計画の推進として、行政改革推進審議会の設置とか、行政改革推進本部の設置。それと、先ほども同僚議員が言いましたけれども、行政評価システムの構築。これを実施していくということが、主立った主要政策であったと思っております。

そういった中で、今までに行革で成果を挙げたと思われる所の事例を、まず最初にお聞きしたいと思っております。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

西村議員の行政改革の進展度につきましてお答えさせていただきます。

ほんとにこの1年、厳しい1年だったというふうに思っております。

黒潮町行政改革の大綱につきましては、19年の3月にですね、合併を改革の第一歩ととらえ、合併効果を最大限に生かしながら、限られた財源の下で町民の参画、協働による行政運営を積極的に推進し、すべての分野において行革を進めていくために策定されたものでございます。

また、集中改革プランは、この行政改革大綱に基づきまして、本町が取り組む行政改革について数値目標を示したものとなっております。

そういった中で、大綱では7つの重点項目についてですね具体的な取り組みを定めておまして、その取り組んできた成果の事例をですね、重点項目に沿いながら申し上げていきたいというふうに思います。

まず1点目、事務事業の見直しでございます。

事務事業の見直しでは、OA機器の導入とともに、町内の公共施設のネットワーク化により、事務の軽減および情報の共有化と、伝達の即時性に効果を挙げたというふうに思っております。

また、各種補助金の削減、廃止等の検討、見直しにつきましては、補助金検討委員会において法令に基づかない補助金を中心に20年度検討してまいりまして、20年度より700万円の削減を行っており、この5年間で約3,500万円の削減があったというふうに、効果があったというふうに思っております。

次に、2点目の組織の充実、強化についてでございます。

組織機構の充実、強化では、課、係の再編を行いました。定員適正化計画により、支所機能の充実を図りながら、住民サービスの低下を招くことのない、効率的でスリムな組織へと機構改革を行ってきました。このことにより、合併当初、19課、室、局、委員会を含めまして19課ございました。あったものが、現在では13課になっておりまして、6課の減となっております。

また、保育所の統合も行いました。大方8保育所、佐賀4保育所、計12保育所あったものを、現在では、佐賀、くじら、中央、南部保育園の4つの保育所として、南部保育所では行っておりませんが、そのほかの保育所ではゼロ歳児保育や幼児の受け入れを早めるとともに、延長保育などを実施して、保育の充実を図り、子育て支援に努めているところでございます。

3点目に、定員管理の適正化についてでございます。

職員数につきましては、平成17年度、総数246人を、計画期間終了時の22年度当初では224人に削減予定のところ、実績では215人となり、計画期間で22人削減する予定が31名となり、大きく計画を上回る削減となっております。率にしますと、8.6パーセントの削減目標に対しまして、12.6パーセントの削減となっております。

また、特別職につきましても、合併の効果によりまして町長が1名、もとより、副町長も23年度から1名ということになっておりまして。さらに、議員定数につきましても、27名が1年後に20名となり、今年4月より16名となったというふうになっております。

このことにより、平成18年から平成22年度末の5年間で、金額にすると約10億2,400万程度の削減効果があったというふうに思っております。まあ、この定員管理の削減によってですね、先ほども答弁させていただきましたけれども、本当に現在はですね、職員が仕事がオーバーワークになってるというふうな状況も見受けられるというところで、ほんとにもう限界に来たかなというふうに感じておるところでございます。

4点目に、給与の適正化についてでございます。

国の人事院勧告を尊重し、給料表、給与体系など、国や県の制度に準ずるように見直しを進めてきました、計画的な給与抑制措置の実施および勤務手当につきましては、成績率を導入してきたところでございます。

5点目に、職員の意識改革と職場の活性化についてでございます。

人材育成が非常に大事だということから、行政人事からの細かな周知活動によりまして、こうち人づくり広域連合で実施する研修を積極的に活用し、各階層別、あるいは職種別による専門的認識を深め、職員の資質向上を図っているところでございます。

6点目に、情報化の推進と住民サービスの向上についてでございます。

情報化の進展に伴うOA化の整備と情報の発信では、情報基盤整備による告知端末の設置、テレビの難視聴対策、インターネット環境の整備なども行っております。また、ホームページを活用した各種申請手続き等の電

子化につきましては、税の申告などを行っているところでございます。

また、合併後、荷稻郵便局への事務委託により、印鑑証明登録、住民票の写し等の謄本、抄本の交付、事務の充実を図り、住民サービスの向上に努めてきたところでございます。

7点目に、民間委託等による組織のスリム化でございます。

この点につきましては、大方児童館をNPOに指定しておりまして、現在、運営をお願いしておりますところでございます。そういうことで、組織のスリム化に努めておるというところでございます。

このように、全体的に見ますと、一部実施できてない部分もございますが、ほとんどの項目を実施しており、大きな効果が挙がっているというふうに考えているところでございます。

今後も、可能な限り行政改革を推進し、健全な財政運営に努めていかなければならないと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

具体例、数値的なことも含めて、丁寧にお答えいただきました。

先ほどのその改革の中で、私は、その職員や議員の削減等、まあその費用削減の面だけでなくですね、もう1つには、ほかの市町村も取り組んでおると思うのですが、合併で空いた、今言われましたその保育所。保育所のその有効利用。そういったことがですね、大事なことだと。が、1点と。

それと、もっと大事なのは、旧佐賀町、大方のその自治体間、また、地域間の融和に向けた取り組み。こういったことが、もう少し厚く取り組まれたらいいのかなと思っております。

そのへんのところは、もう少し具体的にお答えしてもらいたいと思います。あります。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

合併後、まあ合併したことによってですね、なおかつ、保育所等の統合によって遊休施設が多く出てまいりました。現在、その遊休施設につきましては、できるだけ活用を図ろうということで、9月でしたか、議会にも出さしていただきましたけれども、鞭の保育所につきましては福祉を目的にですね活用していただくということで、民間からの募集を致しましたし。また、北郷小学校につきましてはですね、現在、今年度で地域の要望も受けまして、教室の改造をしてですね、調理室とか地域のコミュニケーションを図れる施設、そういったものの活用も図っております。まあ一部、どうしても施設的に古くてですね、取り壊さないかん部分もございますけれども、そういった部分については今後ともですね活用を図ってまいりたいというふうに思っています。

また、抜けておりましたけれども、拳ノ川保育所につきましては、地域の方々にもご利用していただいておりますし、そういった部分でですね。あと、ほとんどのところはもう活用しておりますけれども、あと伊与喜の保育所が少し残っております。

早咲の保育所につきましては、このたび、鞭をああい形で開放しましたので、鞭で行ってございました児童学級をですね早咲の方に移しましたので、そういったことで現在の早咲は活用しております。

それから、この融和に向けた取り組みというのは、この行政改革大綱の中にはあまり含まれておりませんけ

れども、ちょっと、これといったあれが見当たりませんが。まあ、いろんなイベント等も行いながらですね、なおかつ職員も一体となって、そういう方向でですね進んでおるといったところでございます。

特に今回はですね、町長は就任以来、地区懇があつてですね、その部分で大きく融和も図れたのではないかなというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

保育所の有効利用というのは、あの伊与喜保育所をのけたほかは、大体、有効に使われておるという返事がありました。

もう1つの言われました、その融和のことですけれども。これは以前、私、議員になったばかりのときに、同僚の議員でありました大西議員さんの方からですね、確か、今の教育長が次長のときやったと思いますが、町内で、黒潮町でソフトボール大会と、そういったことに取り組めないかということがありました。

ひとつ、共通したそういったスポーツでも、文化的なことは福祉面でやられてますけれどもね。触れ合い、福祉で取り組まれるような、そういったことを少しでも押し量ること。そういったことがないと、ほんとに北部活性化事業もやってますけれども、次第に、拳ノ川小学校も伊与喜小学校も生徒数の減少等々ですね寂しくなるばかりです。そういった運動会にも、例えば大方の小学校と合同にやってみるとか、いろいろな工夫もできると思いますので、ぜひそういったことに取り組んでほしいと思います。

このへんはどうなんでしょうか。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

教育委員会の関係でございますけれども。合併後ですね、可能なイベント等については一部、一緒にやっているイベントもあります。

例えば、黒潮町の駅伝大会ですかね。あれは確か、一緒になったと思います。それから、学校単位ではですね、例えば陸上記録会。これについては、小学校の4年生以上が参加をしておりますが、これ佐賀地域、大方地域合同で開催をしております。それから水泳記録会についてもですね、来年度からもう合同でやろうという予定で、今、計画をしているところでございます。

そういったところで、可能な部分ではできるだけ一緒にという取り組みはしておりますけれども、なかなかイベント等はですね、いろんな制約等があつて、なかなか一緒にできにくいという部分もございます。以前、ソフトボールをやらないかということで、考えておりませんという答弁もしましたが、まあそういったところで取り組んでおるところです。

以上です。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

融和の件でお答えさせていただきます。

今、教育長からもありましたけれども、いろんな各地でイベントを盛んにやっております。これは地域それぞれの特徴を生かしたですね、活用やっておりますので。

例えば、佐賀でやっております、一番館のもどりガツオ祭とかいうときにはですね、町が独自にマイクロバスを出したりしてですね、こちらから、大方の方から行ってもらうと。逆にまた、大方でやる場合には、大方に来てもらうとか。そういうことによってですね、融和もある一定、図っていきけるのではないかなと思ってますんで、そういった部分については今後も続けていってですね、できるだけ早めの融和を図っていきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

次長であったときよりも、教育長になってちょっとこう、言葉も丸うなったかなと、ちょっと安心してますけれど。まあ、こうしたお聞きした事例すべて、いろいろなことを質問するわけにいきませんけれども、ちょっと焦点絞ってお聞きしたいんです。

この定員管理の適正化ということで、今、副町長の方からは、同僚議員に対してもそうですけども、職員のオーバーワークのことが言われました。

ただ、21年8月ごろだったとお聞きしてますけれど、この職員の定数管理について県の方から指導があったとお聞きしてますけど、記憶があったら何か。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

この定員管理につきましては、ちょっと20年度に県からの特別な指導があったかというがは、ちょっと記憶にございませんけれども。

この定員管理につきましては、いろんな形でですねヒアリング時点に、県からの定員管理を適正にやってくださいという指導はいただいております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

この定員管理についてはですね、私がお聞きしたのは、保育士さんの数が多過ぎやせんかと、黒潮町。こういった事例で指導があったということをお聞きしたんですが、21年当時ですけどもね。

まあ、この職員の定数の適正化というのは、どこの市町村もそうでしたけれども、平成20年から22年にかけて、団塊の世代と。私たちが一番最後の方でしたけれども、これを中心に定年退職がピークだったわけです。スムーズなそういったことの世代交代と、このことを機に大幅な職員配置の見直し等を行う必要と、計画的な、かつ確実なその人員削減で人件費の圧縮を図れる時期でもあったと言われております。

以前にも、このことで私、提言しましたけれども、これは一つの提案としては、その再任用職員を正規職員に代えて配置する。今、仕事がオーバーだと、今の職員数では。そういった返事に対してですけども、そういったことも考える余地もあるのではないかなと。

それから、再雇用職員とかですね、任期付きの職員、また臨時職員、派遣職員の活用といったことも考えられるだろう。

また、経験豊かなその職員が辞められるわけですけども、そのOBを中心にした行政NPOの設立を図って、正規職員に代えて配置したりする。

またそれと、私はこの役場の庁内を見ておって、これは私の感じ方ですけども、職種を越えたその異動の推進とか、それから課によっては、その繁忙期、忙しいときと、閑散期と言いますかね、暇な時期というがは課によって違いがあると思うがです。そんなときに、その職員を流動的に、手伝いにできると言うたらこれは語弊がありますけれども、それができる。そういった、その配置等々のその定員管理というのが考えられるわけですけども。

そういったことへの取り組みはどうなんでしょうか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

定員管理につきましてお答え致します。

確かに、西村議員が言われるようにですね、現在では一般職、事務職につきましてはですね、類似団体とほぼ同等といった状況で、民生部門、いわゆる保育所の部分がですね、大幅に定員増となってるという状況があります。

これはですね、それぞれの市町村の政策的なことをごさいます。特に黒潮町のように、保育所が、地域が東西に長い所でごさいますので、なおかつまた南北。そういった所はですねどうしても保育所の統合が、今の段階が限界でないかなというふうに思ってます、どうしても必要になってまいります。

なおかつですね、この統合によって、ある一定、職員数も減らされるのかなというふうに考えておりましたけれども、これまでも答弁もあったかと思えますけれども、ゼロ歳児保育とかですね、延長保育。そういった保育の充実、いわゆる子育て支援のためにですね、そういう手だても取ってまいりましたので、今の段階ではですね、やむを得ない状況かなというふうに思ってます。

可能なところはできるだけ、臨時さんの対応とかも取っておりますけれども。そういうことで、なかなかこれ以上の削減は保育所も難しいといったところでごさいます。

それから、一般事務的な部分のですね、忙しいときと忙しくないときがあって、そのときの調整とかできんかということでごさいますけれども。一時的にですね、忙しいときにですね何日か行くことはごさいますけれども、それぞれの事務がやっぱし、その期間期間によってありますので、なかなかそれがですね、何カ月というふうになりますとなかなか難しいという状況でごさいますので、一時的な部分についてはそういう形でですね応援をし合ったりいうことはごさいます。

それからまた、どうしても現在は、まあ国の雇用景気対策でですね、その事務量が増えておるということで、可能な部分についてはですね、特に設計なんかについては民間活用を図っております、委託として出さしていただいております。そういったことを活用しながらですね、可能な限り定員管理を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

私、行政改革という言葉の中で、町民が期待した行政改革というのは、私、これは自身の考えですけども、この行政の内部のシステムの改革より、私は町民が直接かかわり合いのある窓口業務。こういったことのサービスの拡大を、私は目に見えた形で、住民は、ああ、役場は変わったなど。

例えば、郵便局です。今、契約もなさっているようです。郵便局が民営化の中で、あの窓口業務というのは非常に今評価が高いです。

そういったことが、私は役場の行政改革の中で、当然、この課のこととか、それから、ここで今話し合われようこと。これなぜかという、1 つにはあれですよ。この改革いうの難しいのはですね、職員のその負担ばかりがこうあってですね、いろんなものの中に。なかなか、先ほどの同僚議員のPDCAですか。そういった中でも、実質的にはその行政経営に役立つような効果は挙げられないと、なかなかそういったことが実例であろうと思うんです。

その窓口業務等ですけれども。一番身近なその行政サービスの中で、窓口のワンストップサービスといいましかね、窓口へ行ったら税務のことも分かる、それから、具体的な住民要望。これは、なぜこんなことを言うと、ほとんどの住民の方が窓口へ来るのは、ほとんど体系的で、ほとんど役場の誰もが普通に課を渡り歩いた。渡り歩いた言うたら語弊ありますけれども、役場の業務に携わったことがある人であれば、答えれる問題がほとんどだろうと思うんです。そういった中でですね、窓口のワンストップサービスであるとか、それから住民記録、戸籍、税務、国保、年金ですか、それから福祉等。そういったことに対しての夜間、休日窓口の開設とか。それから、各種申請の手続き。これは今、インターネット、その情報基盤のこと等ですね、取り組めるんじゃないかなと。そんなことに取り組んでいくことが、情報基盤のまた有効的な利用にもなるんだろうと思うんです。

こういった、その閉庁時でも対応できるようなコールセンターとか、そういったことなんかも考えられたらどうだろうと。従来のその窓口体制を見直す、ひとつは私は行革の機会だったと思うわけですがけれども。まあ、町民の利便性を高める方法としてですね、まあもちろん行政の職員の方から見たら、ほんまに要望が年々増えてきて、そのことに対応するだけでも大変だと、そういった思いもあるでしょうけれども。

この窓口業務の改革。こういったことに取り込まれるお考えはないでしょうか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

窓口業務だけでなくですね、行政のシステム。情報というのは個人情報に関係もあってですね、なかなかすべてがそういう委託といたしますか、でやるということはなかなか難しい状況はあろうかと思えます。

ただしですね、先ほども少し触れましたけれども、荷稻への事務委託ということで印鑑証明の登録とかですね、住民票の写し、それから謄本。そういったものは交付できるように、今、住民サービスの拡充に努めております。これは荷稻と、現在、上川口の郵便局でやっております。

そういう形で、窓口サービスの拡充もできるだけ拡大していきたいというふうには考えておりますけれども、なかなかその部分です前へ進んでないともございます。

今後も、そういった部分についてはですね検討する余地があるというふうには思っていますので、今後、そういった部分も含めてですね、また今年度といたしますか、今年度中、まあ来年の3月になりますけれども、それまでにはですね第2次といたしますか、行政改革大綱というもんも定めていきたいというふうには考えておりますので、案作りぐらいは3月までにしていきたいというふうには考えておりますので。その段階です、今、ご指摘された分をまた参考にですね検討もさせていただきたいというふうには思っております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

私、ここでの質問は、その窓口業務を委託してくれと、そういった意味ではございません。

今の、例えば職員の中で、その意識改革等含めて、そういった思いを持たれる職員の方々、またそれと、もしそれが職務規定等でなかなか難しいのであればですね、先ほども言いましたけれども、経験豊かな職員 OB、そういった方々は個人情報等の、この部分は出してはいかん、この部分は大丈夫やと。そういったことを含めてですね、そういった方々に協力していただく。そういった中で、まず最初にそういった窓口業務のサービスを拡大してもらいたい。そういった思いでお聞きしておるわけです。

まあ、これ、私は具体的な改革というのは、住民からすれば行政改革と、言葉では分かっておるんですけども、これがどこにどう表れてきたのか、なかなか分かりません。実際に、給与適正とかと言われましても、住民の誰一人も、その何が適正で何が適正じゃないか、そんな判断はできんわけですので。そういった、まあ具体的なその推進、実施していく必要が、私は、その窓口業務等を含めて体制を大幅に変えることが必要だろうと思うんですけども。

ここの所、最後ですけども。町長、私の質問、聞きよってですね、そのところはどんな思いがあるか。できるかできないかは別にしてですね、お聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

窓口業務のですねさまざまな取り組み、例えば、今、ご指摘ございました夜間とか休日業務。これにつきましては昨年度、少し協議をさせていただいて経過がございます。

そのときにやはり課題となりましたのは、求められる情報すべてを対応しようとすると、相当数の配置が必要であろうということ。

それから、外部への委託でございます。荷稻と上川口へ委託してるわけでございますけれども、こちらも思ったほど利用実績がないということでございます。住民ニーズが的確にとらえられていて、それに対応したサービスが外部へ委託されているかということ、現在のところはアンマッチであると、そういった認識でおるところでございます。

これから少し、住民の皆さんにもですねお伺いをしながら、どういったことが対応可能で、さらには最も根幹となる、その住民の皆さんのニーズがどこにあるのかというものの的確な把握が必要であろうかと思っております。

時々ですね、昼間の業務等々のご意見をいただくことはございますが、もう少しご意見いただけるかと思いましたが、地区別懇談会の方ではあまりご意見はいただけなかったように記憶しております。

まあ、ご意見がいただけなかったからといって住民ニーズがないということにはならないと思いますので、そのへんも少し今後も慎重に配慮しながら検討していきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

この中で、窓口業務のことはそれまでですけども。

その行政評価システム、PDCA ですか。それから、人事評価システムということが取り組まれておると思うのですが。私自身は、こういった内部システムのその変更、そういったことに取り組まれる中で、人事評価のことについて少しお聞きしたいと思うのですが。

この人事評価というのは、基本的に公表というよりも、評価される側の職員がそのことの評価を分かるようにしちようがか、してないがか。そのことを。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

個人はですね、情報開示をするようにしております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

個人は分かるようにしちょうということは、例えば、西村という職員がおりまして、例えば私がまだ入りたての職員だとしてですね、私の評価を誰がどうしたということが分かるという意味ですか。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

それぞれの項目で評価しておりますので、それを開示しますので、何が足らん、何がええとかいうかは全部分かるようにですね。誰が、新人であろうと、年数がたってであろうとですね、それも個人的な公表をしております。

すいません。

それは、個人的に求める場合ですね。わざわざこちらからですねオープンにするということはございませんけれども、私の評価を見せてくださいということであればですね、オープンにするようにしています。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村將伸君）

その個人の評価というもの、多分、それは課によったら、その上司の人が評価するがじゃろうと思いますけどね。これ、評価の低い人に見てみたら、課長の誰やろさんが私のことをこうだ。小さなこの田舎で、その人事評価ということが開示されることの善しあしだと思うんですけども。最終的に、それは副町長であるとか町長が決めることだろうと思うんですけどもね。

このところは私、開示することの方が、むしろ、ほとんどの評価が全部平均化される心配が私にはあるんですけども、そういった心配はないものでしょうかね。

議長（小永正裕君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

評価システムは、まあ課長が評価して、その後ですね、最終的には私と町長が決めていきます。

で、そういうあれは感じておりませんが。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まあ、評価システムそのものの考え方ですけども、基本的にはですね、職員を育てるという意味を持っています。というのは、確か 11 項目だったと思うんですけども、それぞれの職員に対しての評価をしています。それで、その項目だけではないですけども、その項目に関連した中でどうしても、A さん、あなたはここを直したらどうですか、こんなように私は思いますよという部分もですね評価しております。

従いまして、ただ普段の仕事の状況を見て、AかBかCか、そういうふうにつけるべき問題ではないでして、基本的に、いかに職員を伸ばすかというところにおいてですね、その観点で評価をして、どうしてもそれを数値化せないけませんので、その対応は上部がやっていると状況です。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

まあ、職員を育てる。その中にぜひ、意識改革含めてですね、職員を育てていただきたいと思います。

ほんとに住民からすればですね、先ほども言いましたけれども、その行政の内部システムとか、そんなことはどうでもいいということはないんですけど、どうであれですね、役場もやっぱり、以前と随分違うてきたなあと。そういった、窓口業務だけではありませんけれども、目に見える具体的な改革を私は求めておると思っております。ぜひ、真摯（しんし）に取り組んでいただきたいと思っております。

それでは、2点目の公共交通の方に移らさせていただきます。

これは先日の同僚議員から、私は、佐賀地区における公共交通状況と運行ルートの決定までの経過を問うと、こういった形で通告書させていただきました。

ただ、この運行状況等については詳しくお聞きしましたので、そのことについては問いませんが、これ、黒潮町地域公共交通活性化協議会についてというがホームページにあったのですが。この中ですね、やっぱり計画目標という中で私が注目したのは、効率的かつ柔軟で持続可能な公共交通と、そういったことのない文句の中で始まっております。

これは、また21年度からですかね、21年度から24年度でしたかね、この間。これは実証運行で、その企画段階にまだあると、そういったことだったと思うんですが。この実証運行ということは、この柔軟な運行を図るということは、主にこういったことの実証をしながらこの情報を得るのか、ちょっとそのへん。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは西村議員の、公共交通の運行状況についてのご質問にお答えしたいと思います。

基本的にはですね、前議員さんのご質問と重複するところにはなりますけれども、基本的には、公共交通の町全体の見直しを図っていく中の一つとして、空白地帯の解消ということが、今回の川奥地区と市野々川地区に入れたものが大きくあります。

この空白地帯という所の基本的な考え方ですが、公共交通、バス、自動車になるわけですが、そこまで300メートルを一応めどとしてですね、それ以上の所がある所が空白地帯ということにしております。町内の地図でそれを図化して、どこということになった段階で今の2地区になりまして、その解消が主な目標でございます。

それから、何をというところですが。まあ全体的にはですね、今、質問にもありましたように、いかに有効利用をしていくかということにあらうかと思ひまして、この計画書以降、いろんな協議はしておりますけれども、まずは今の運行状況を見たいという状況でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

この、柔軟で持続可能な公共交通と、こういうことを私、見ましてですね。

実は、なぜこの質問を出したかといいますと、10月の中旬でしたけれども、佐賀地区に白石地区というがあります。総務課長の説明では、今のその公共交通のルートは対岸道路と、そういうことだったと思うのですが、その対岸道路で藤縄坂折間です。

私は企画係の人にお聞きしたんですが、その白石地区で3名の、もう80歳を超えた人と、もう80歳近くの方、3名の方からお話がありまして、対岸道路を通りようあのバスを利用したいがじゃけんど、どんな手続きしたらええろうと。僕はあまりそのことは詳しく知りませんでしたので、お聞きしに行たわけですが。その10月、それから11月の、係の所へ行たときは11月でしたが。その11月の中旬でしたけれども、その11月下旬に、そのルート見直し等々を含めて、課題について話し合いがありますと。それから、12月にそういう公共交通活性化協議会がありますということで。それがもし、その人家のない所を通りようバスをこちら側へ回すとすると、四国運輸局ですか、その許可等々がありますので、早くても4月ごろになりやあせんかという返事だったんです。

このへんが私、ちょっと納得いきませんでした。その柔軟で持続可能。柔軟というがは、実証運行の段階では、ある一定その辺の運輸省の方もですね、こう余裕持たしてですね、そのことができるかできないか。そんなことを私は感じました。

それと、こういったことも含めて細かいことですが、やはり地方分権と。こんなことの、小さいことからの積み重ねかなと思ったわけですが、

そのへんのことのちょっと、事情をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えをしたいと思います。

基本的にはですね、空白地の解消ということの基本ベースということで考えております。

今、ご質問の所はですね、基本的には国道沿いの方に、現在もバスを走っておりますので、基本的にはそれを利用していただきたいというのが基本にあります。

担当の方からそういう意見もありましたけれども、やはりそこに回るようなことになると、相当の距離がまた出てくると思います。相当といいますか、そこを回るその時間的なことも出てくると思いますので、なかなか現状のある所に今の実証運行を拡大するのはなかなか厳しいというふうに思っております。

それから、認定までの時間の関係ですが。やはりですね、公共バスを走らすとなると運輸局の認可。もちろん地元と協議して、こういうようなルートにしたいというのがまずあって、それに基づいてバス会社と協議して、次に運輸局へ向いてバス停のことなんかを申請するわけですが。そういう期間に、どうしてもですね長時間かかりますので、まあ今やろうということになりましても、どうしても今、質問にもありましたように、4月ごろの実施になるということになると思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

諸事情は分かりました。

ただ、ちょっと若干、課長とちょっとずれるところは、この時間的距離。距離言われましたけど、私は実際

その近辺に住んでますので、これは1キロ足らず。迂回したとしても、2キロもない程度の所です。そのバスの運行を、その人家のない所通ろうが、その国道をちょっと走ろうが、ほとんどそれは差異はないと思っております。ぜひ、そのこと等含めて。

それと、上分地区ですよ、その白石というところは、これね、私の子どももそうでしたけれども、これはスクールバスがちょうど佐賀校下内ということで、スクールバスも使えません。ほとんど、うちの子どもなんかも保育園のときから歩いて徒歩、小学校からずうっとそうですけども、スクールバスは使えません。

ほんで、地元の区長さんとも相談したがですけれども、やはりそういうスクールバスの中で、この地区は入っちゃうときに、そのことは難しいかもしれんねと、そういう意見もありましたけれども。

ぜひ、その時間的距離とか含めですね、そんなに変わらないというのであれば、ぜひまた区長さん等も通してですね、少し意見を引き上げてもらいたいと思っております。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

言われてる要望は確かに分かりますけれども、基本的にですね、現在もバスが走っておる所を、その上に実証運行のバスが走るということになりますので、なかなかまあ厳しいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

現段階ではなかなか難しいということの返事ですけれども。

ぜひですね、まあ地区懇でも、その上分地区でその話は出てませんでしたけれども。ほんとに3人の方っていうのは、私は子どものときからよく覚えてるんですけども、自転車で毎日のように買い物に行く奥さん方でした。おばちゃんだったんですが。ほんとにもう歳がいてですね、もう、自転車もなかなかこたわんと、そういう状態になっております。ぜひ、きめ細かなですね、そういったことの。私にすれば、それほど迂回することがそれほど難しい話かなと思っておりますけれど。まあ、いいでしょう。まあ、ぜひ前向きにですね、それこそ考えていただきたいと思います。

ではですね、時間もありませんので。

次、高速道路時代への備えと、3番目の質問事項に移りたいと思います。

来年度から、これ窪川というか、まあ四万十町ですかね、その旧窪川。それから、佐賀間の高速道路の整備という、実施方針というのが国から示されました。その3.11の東日本大震災で、クジラに会える道。今、同僚議員が、恐らく小松議員ですけども、商工会の青年部のときに取られました。私、ちょうど佐賀の商工会をお世話しているときでしたけれども、クジラに会える道。それから、今は命の道へと、こういった標語が変わってきておっても、この道路の重要性というのは、もちろん私が言うまでもありません。

この完成後には、その幡多路への交流人口の拡大と、そういったことは人の流れが変わるということで、変化が起きるといことが予想されるわけです。

それに伴うてですね、町の課題とか、まあ受け入れ体制。この体制という字が、ちょっと違う態勢、構えるという形でもいいんでしょうけれども、それを事前に整える必要があるんじゃないかと私は思っております。

その施策と高速道路時代を見据えた黒潮町の将来像をどのように描いているか問うと、そういったことです。ぜひ、そのへんお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

西村議員のご質問にお答え致します。

高速道路延伸に伴う町の課題や受け入れ態勢を事前に整える必要があるとのご指摘でございます。議員ご指摘のとおりだと認識しております。

まず、現段階では政府予算が公表されておらず、また、紙面等で実施方針が発表された後も、ちょっとさまざまな動きがございまして、事業化に向け予断を許さないところではございますが、将来の延伸を見込んで答弁させていただきたいと思っております。

現在、関連する事項につきまして、観光振興という視点でさまざまな取り組みを進めているところでございます。が、高速延伸による交流人口の拡大といった視点での協議については入れておりませんので、今後の検討課題ということになるかと思っております。

まず、受け入れ態勢でございますが、基本的には、交流人口拡大を見込んだ外貨獲得手段をどう設定していくかと、そういったところに集約されるのかなと認識しております。

現在、先ほども申し上げました観光振興という視点でさまざまな取り組みをしているところでございますが、高速延伸は交流人口拡大のひとつの大きな契機になるというのは、議員と同様の認識でございます。特に高知市からの時間短縮により、目的地としてのニーズは相当高まると思っております。民間代理店等の知識をお借りしながら、町内のコンテンツの充実を図っていかなければならないのは言うまでもないところでございます。

また、高速ということで一定時間の計算ができるようになりますので、体験メニューを基軸とした修学旅行の誘致等には効果が大きいと考えております。併せて、現在、旅行商品の主軸でございます、個人向け旅行商品についても同様であると認識しております。

今後でございますけれども、商工会、幡多広域観光協議会、民間代理店、関係各機関等協議を進めていかなければならないところでございますが、特に宿泊や食、体験メニューの充実、情報発信、広域連携等が主な協議事項になってきようかと思っております。

例えば、宿泊施設につきましては、既存の施設のサービスの充実は言うまでもございませんが、民泊を含めた民間施設の拡大や、あるいは、全国でも先進事例が出てきております、泊食分離の公的施設等の検討はすべきであると考えております。

同じく、体験メニューの充実につきましても、関係機関のご意見もいただきながらということになりますが、既に看板商品となっております、カツオのたたき作り体験や、現在は、若干ピーク時から比べますと下火になっておりますが、ホエールウォッチング等は今後のブラッシュアップを用いれば、まだまだ主力商品でいけると考えております。

また、集客力の高いTシャツアート展など、各種イベントも今後は積極的に旅行商品に組み込んでいくべきであると考えます。

併せて、当町には情報発信力の高いNPO 砂浜美術館もございまして、自主放送が始まりますと動画コンテンツが飛躍的に充実してまいりますので、しっかりと有効活用を協議してまいります。

併せて、今後も佐賀四万十市間の高規格延伸については強く要望は行ってまいります。現段階ではしばらくは佐賀地域は終点という立地条件になるかと考えております。当然、全国の先進事例にならない交通量の増加も見込み、現在、計画しております佐賀道の駅をはじめ、現国道沿線の商業施設の環境整備も大変重要であると認識しております。

また、加えまして、以前、下村議員からご指摘いただきました町のイメージ戦略、あるいは町内のサインアップ、いわゆる看板の設置でございます。こちらについても、これからは重要性が増してくると考えております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

高規格道路のその延伸によってですね、今、町長から経済的なプラス面のことが答弁にありましたけれども、それはまさにそのとおりだろうと思うんです。黒潮町が取り組んでいる今のさまざまなイベント等、企画と、私はそれほど間違った方向にはないと思っていますけれども。

ただ、こういった中で、その高速道路等、その交通網の整備によってですね、目的地への時間的距離というのは極端に短くなっていくわけですが、ただ、黒潮町のそういったイベント等、それから、黒潮町の第一次、二次産業とはあんまり少ないんですけども、経済効果を期待できると思って、私も思っております。

いろいろな所で、その交通網の整備というのは、その地方、また地域の起爆剤としてしばしばほんとに望まれてきたところですけども。

ところがその半面ですね、これは、なっちゃんの写真館といったNHKの番組がありましたけれども。あの当時のお孫さんが今、徳島におられまして、女性ですけども。その人のお話を聞いたところ、阿波踊りがありますけれども、あの阿波踊りは高速道路が抜けてどうですかとお聞きしたら、経済効果はほとんどないと。これはなぜかという、観光バスが広島から、例えば岡山から、大阪から来るわけですけども、旅行会社は弁当もそれに持ち込んで、阿波踊りを見て、その日に日帰りで帰ってしまうと、残されたのはごみだけと、そういったストロー効果、そういったものが現実に起きますよと。あの阿波踊りでさえ、そういった状況です。

そんなことを私も心配してですね、その人の流れが変わること、それから、人を中心とした、相手にしたですね第三次産業等に、この先進地事例ではほとんどが、そのストロー効果がもたらす可能性がある、そういったお話でありました。それは私も感じておるところですけども。

それは、市場規模の格差がもたらす逆流効果言いますかね。例えば幡多地域にある、例えばこの8の字ルートが抜けたときに、四万十町にあらうが、黒潮町にあらうが、宿毛にあらうがですね、その各支点はもう時間的距離から引き上げてしまうと、そういった可能性も出てくるわけです。撤退が考えられるわけですし。それは、加工業にしても一緒だろうと思います。

ということはですね、まあ結局、その衰退するかしらないか。それから、それは例えば、私たちのこの黒潮町においては、この黒潮町が一つの通過点の町になってしまうか、それか、目的地にするか。これに懸かっちゃうかと思うがです。

ほんで、そういった意味でですね、その人が代わるということではちょっと視点を変えて質問させていただきますけれども。今、先ほど町長がおっしゃいました、しばらくはその佐賀のインターチェンジが終点になるだろうと。そういった周辺の国道沿い、道路沿いの整備等、商業圏にと。

これは以前、池本町政のときでしたけれども、都市計画マスタープランの作成のときに、あの上分地域の国道沿いを農業振興地から、農家の人に相談して、ぜひ商業地帯にというような計画もありました。それから、56号のこの改良もそうなんですけども、この大方地区でのその駅前開発とかですね、そのバイパス交差点付近、それから、今言いました上分地区、そういったことの整備。そういったことは、まちづくり課と、それから産業振興課。この課がですね一体になって、ぜひそんな絵は描いてほしいと。これは商工業者だけではのうてですね、そういったことの思いはするわけですが。

そのへんをお聞きしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えさせていただきます。

ご指摘いただきましたように、この目的地として選択いただけるまちづくりというのが、大変重要であろうかと思っております。そちらにつきましては、先ほども申し上げたような内容を一つ一つ精度を高めていく、そういった地道な活動が必要であるのかなと思っております。

併せて、情報発信能力。こちらが他市町と比べて、向こう5年では相当黒潮町が上位に位置するようになってこようかと思っておりますので、こちらについては取り組みを強化していくといったことでございます。

それから、まちづくり。いわゆるインフラ整備と商業機能の融和といえますか、意思疎通といえますか、合意形成といえますか、そういったことでございますけれども。当然、そういった協議を進めているところでございます。

もう1つは、現在の担当の方に指示出しておりますのは、整備。現国道沿線で、できるだけ有利なご商売を営んでいけるような、そういった基礎的なインフラ整備を町がやっていく必要があると、そのように認識しております。その旨の指示を出しておりますが。

もう1つは、大方改良、あるいは高規格の終点から近いということと、それから大方改良が進んでいって、その外側といえますか、沿線に商業スペースとしての土地が確保できるということ。こちらをですね、若干規制を掛ける必要があるのかなとも認識しております。いわゆる町内でない資本の、大型店の参入であるとかそういうものを、100パーセントお断りするということではございませんけれども、ある一定、町の方でコントロールができるようにしておく必要があるのかなと思っております。それに関連する法について、現在、都市計画係の方で精査をしていただいているところでございます。できれば町内の方に、有利なご商売の立地条件を提供させていただくと、そういったことが基本的な構想になってこようかと思っております。

議長（山本久夫君）

西村君。

3番（西村将伸君）

私が思うようなお答えいただきましたけれども。

まあ、規制掛ける掛けんは別にしても、ほんとに、この地元の商工業者というのはほんとに零細で、零細企業と言いつつながら、夫婦2人で働けば、2人の雇用が図れるわけです。そういったことがぜひ失われないように、こういった高速道路時代への備えとして、整備を図っていただきたいと思っております。

最後になりますけど、まちづくり課長に少しお聞きしたいと思います。

この駅前開発でですね、立ち退き等のことがあると思うのですが、この駅前開発。この役場の前ですか、この道路の拡張等があるというようにお聞きしたんですが。

その立ち退く人の、ご商売されよう方の要望。例えば、町がここにこういう場所を提供するきに、ここへ来なさいというのか。それか、要望等を聞いて、今、町長が言われました、その商業圏をつくられるのか。

そのへんはどんなふうな説明で入られましょうか、ちょっとお聞きしたいと。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

西村議員のご質問にお答えします。

まだ、現段階で住民の方々に明確な説明等は致しておりません。内部でまだ協議している段階ですので。段階が来ましたら、またお示しして協議を図りたいと、そのように考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

西村君。

3 番（西村将伸君）

ぜひ、まだ詳細な説明とか、そういったことは行われてないようでしたら、ぜひ、やられよう人の現場の声というか、そういったものを商工会でも中心になって、恐らく世話がってくれると思うのですが。ぜひ、そういったことを意味含んで、零細業者等含めてですね、救いの手を伸べてもらいたいと思います。

いろいろな時代の流れが、今、本当に早過ぎます。なかなか個人の商売されよう人とか、また、地元の農家も漁業もそうです。ほんとに、なかなかついていくのがやっとならざるで、この不況下でほんとに難儀している方がたくさんおりますので、ぜひ、そういった優しい視線を向けですね取り組んでいただきたいと思います。

それでは、返事要りません。終わります。どうも。

議長（山本久夫君）

これで西村将伸君の一般質問を終わります。

この際、14時まで休憩します。

休 憩 11 時 51 分

再 開 14 時 00 分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次の質問者、宮地葉子さん。

6 番（宮地葉子さん）

通告書に基づいて、3点について質問をします。

最初は、子どもの医療費の無料化を求むという質問ですが、これはもう池内議員の質問で結論は出ていることですが、先の9月議会で、池内議員の質問のときにですね前向きな答弁がありました。そして、もう今回の質問でも結論が出ておまして、新聞発表にもありましたけども、もう少し具体的な内容をお聞きしたくて質問を致します。

長引く景気の低迷で、今、地方の住民の暮らしはどこも大変です。それでは、都会が景気が良くて、若者が都会へ出ればいい仕事があって、将来への夢も希望もかなえられるかといえば、決してそうではありません。日本中、国民の暮らしが大変になっていますが、地方は特に基幹産業である一次産業の著しい落ち込みで雇用の場はなく、出口の見えない閉塞感が漂っています。

そんな時代でも、若い人たちには頑張って、子育てをしてもらわなくてはなりません。子育て支援の一環として、数年前から、私も含めまして、ここの議場にいるのは西村議員もそうですが、数人の議員から、中学までの子どもの医療費の無料化について要望する質問が出されておりました。

私も3人の子どもを育てましたが、子どもは大人と違って本当に病気をしやすく、風邪はひきやすいし、熱もよく出します。でも、心配なんですけども、それはまあ子どもが病気をしながら免疫をつけていって、健康な体をつくりながら大人になって、独り立ちしていく準備をしているんだなと思っています。ある意味、子

どもにとっては必要な経験であって、大人への登竜門ではないかと思えます。とはいっても、ほんとに大変心配なものです。

生活が苦しくても、子どもの病気を放っておくわけにはいかず、親は大変な思いをして子育てをしていきます。しかし、ここ数年来の不景気では、全国的に発熱ぐらいでは病院を我慢せず、させざるを得ない家庭が増え、熱があると保健室に行き薬をもらったり、保健室のベッドで寝ている子どもが増えてきているそうです。高い国保料をやっとの思いで払った後は、病院へ行くお金がない。3割負担が重くのし掛かっている家庭が増えています。

黒潮町でも、今年から国保料が値上げとなり、例外ではありません。せめて子どもだけは、病気になればいつでもお金の心配もせず病院にかかり、病気を早く治してあげたい。こんな親の思いが、今回、実現することになりました。大変、住民にとってはうれしいニュースです。

数年前から、先ほども言いましたけども、この中学卒業までの医療費無料化については、数人の議員が質問をしてきましたが、いつもですね、財政的に難しいとか厳しいとかと言って、ほとんど門前払いに近い答弁が返ってきました。黒潮町では、子育て支援という言葉で、耳ざわりのいいことは言うけれども、思い切った政策というのは最後の最後まで取らないんだなあ、私、思っていました。まあ学校給食がしかり、なかなかその方向が出なかったんですが、学校給食は合併したことによってその道が開けましたが、いつも財政がない財政がないと言われ続けておりましたので、子どもたちへの予算ってというのはなかなかつかないのだなあきりめかけていたところ、突然、9月の池内議員さんの質問で、実施するのと答弁がありまして、正直、私は耳を疑いました。

そこで、どのような背景で、急転直下、180度の方向転換を取ったのか、お尋ねします。町長に強い意志があつて、まあ世論の動向や、時代の動きも考慮して、子どもの医療費の財源は何とかしてつけれないかとの思いで優先順位を上げてくれた。つまり、町長の政治姿勢につながる上での実施なんでしょうか。それとも、まあそれなりの条件が整ったということで、財政的なめどが立ったと、そういうことなんでしょうか。

財政的なめどと、そこに至った経過を尋ね致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

宮地議員の医療費の無料化についてのご質問にお答えさせていただきます。

医療費の助成については、これまで説明したようにですね、24年度から対象年齢を拡大する考えであります。少子化高齢化の傾向が一段と強まっております、子育て支援策としての制度充実を図ろうとするものです。

現在はですね、小学校入学までということですが、これを義務教育期間の中学卒業まで、満15歳に達する年度末まで拡大したいと考えております。

具体的な内容についてのご質問ですが、助成の範囲については、小学生、中学生の在学期間として、入院、通院費の自己負担分を無料化とするもので、現行の医療費助成制度と同様に、受給者証を発行して医療機関での自己負担を免除する方法と考えております。

自己負担、現在は3割負担ということですが、これをですね全額助成するということで、現在のところですね、課税、非課税まで区別なく、全額助成をしたいという考えであります。

今後ですね、条例改正、まあ3月議会に提案する予定ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

これまで実施ができなかったことの要因の多くは、議員申されましたように、財源がですね大きな要因です。制度化においては継続性が求められますので、一定その財政面でめどが付かないとなかなかできないというこ

とで先送りされてきておりました。が、昨年ですね、過疎法の改正によりまして、過疎対策事業の自立促進特別事業が拡充されまして、この医療費無料化についてもソフト事業ということで対応ができるということになりまして、この助成制度を財源として充てるということで、過疎債を充て対応したいと考えております。

従いまして、過疎自立促進計画のソフト事業が充実されたことによりまして、対応できることになったものです。

以上です。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

中学生まで、入院、通院、課税、非課税にかかわらず、全部を助成してくれる。全額を助成してくれる。ほんとに、住民にとってはいい方向に進んで、ありがたい条例だと思います。

本来なら、これはもう国の仕事だと思います。国がやらないので、各自治体がそれぞれ厳しい財源を工夫しながら住民の命と健康を守る、そんな施策を取っているのが実情です。もちろん、地方自治体にも住民の命と健康を守る役目があるわけですから、幡多郡でも次々と無料化が進んで、黒潮町では恐らく最後から2番目あたりじゃないかなと思いますけども、むしろ遅過ぎた施策だと思います。でも、遅くてもとにかく実現するわけですから、住民にとっては喜ばしいことです。

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とするというのが、地方自治法の1条の2に掲げられてあります。住民の一番身近にある地方自治体こそ、国の悪政から住民を守る防波堤になるべきですし、全国では早くからこれを実施している自治体がたくさんあります。

今後の町長の方向性としては、財源のめどさえ立てばということがもちろんありますけども、できる限り住民目線で、住民の方を向いた、このようなですね方向性で思い切った施策が取れるんじゃないかな、そういう方向にどんどん進んでいけばいいなあと、私もこの施策を歓迎したんですが。

町長としては、こういう方向に踏み切った、それをどのように説明されますか。一言でいいですから、お願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、行政施策を全体像でとらえて、総予算の中で確定していくといったことが基本姿勢であろうかと思っております。そういった中で、議員からもご指摘ございましたように、昨年度は国保の値上げの方もお願いをさせていただきました。

そういった背景の中で、課長が答弁申し上げましたように、財源的な枠組みが確保できたといったことで、今回の、まだ議決はいただいておりませんが、執行部としてはやらしていただきたいと、まあそういう結論に至ったということでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

これからも、どんどん住民目線で政治をされることをお願いして、この質問は終わります。

続きまして、2問目に入ります。

四万十市民病院への支援はできないか、という質問ですが。

四万十市民病院は、昔から公立病院として、周辺自治体の住民にとっても医療を担う拠点の一つとして頼りとされてきた病院です。今、この病院が経営的に苦しいと聞き、利用度の高い黒潮町はもとより、幡多地域の周辺自治体全体で支える必要があるのではないかと感じて質問をしました。

まず、通告書にも書きましたが、この病院の成り立ちを簡単に述べてみたいと思います。

初め、四万十市民病院はですね、幡多郡の中心部に総合病院を設立する必要性ということから病院組合を結成し、昭和27年の11月、中村市、佐賀町、大方町、白田川村、津大村、三原村の1市5町村で、幡多国保病院として設立されました。

発足された当時は、内科、外科、産婦人科で治療を開始し、翌年は耳鼻咽喉科、眼科も開設され、昭和31年には結核病棟が完成するなど、文字通り、幡多地域の医療を担う上で大きな影響があったようです。

その後、医師不足などから経営が思わしくなくなり、組合病院を中村市に譲って中村市民病院となり、この年、産婦人科の廃止など苦しい時代を迎え、深刻な時代が続いたようです。

昭和54年度から、国の経営健全化の指定を受けて、医師も増え、平成9年から17年、医師の数が最大で18人いた時代があったそうです。

平成16年に四万十市が発足しましたので、四万十市民病院に改称しましたが、その後、医師不足などから、平成9年あたりから第3回目の存立の危機に直面し、現在に至っているそうです。

この公立病院ですが、経営が苦しい大きな公立病院の理由というのは、国の医療制度改悪による医師の不足、診療報酬の値下げが主な原因で、全国の公立病院の8割は赤字です。公立病院は民間病院と違い、採算が合わなくても、地域医療を引き受ける立場から医療行為を引き受けていきます。採算が重視される民間とは違い、別の面の違った役割を担っているのも公立病院です。

ここに、せせらぎと言いましてね、これは四万十市民病院の広報誌ですが、これが黒潮町の国保の窓口にも置かれております。ちょっとここで、この今の四万十市民病院の現状が書かれてありますので、簡単に読んでみます。最初に、ちょっと歴史にも触れてありますが。

四万十市立病院は、昭和27年に国保病院として開設し、以来約60年間、幡多地域の医療機関の皆さまや住民の方々に支えられながら、住民の命と健康を守る使命を担っている、歴史ある公立病院です。

そして、内容を説明してありますが。

当院には、内科、外科、整形外科、脳神経外科の4科あります。1日平均の外来患者数は約200人、入院患者数は約70人です。内科は、糖尿病や慢性腎臓病など、生活に密着した疾患の予防から治療までの診療体制の充実を図りながら、人工透析患者約60数名の治療も診療もしております。また、外科、整形外科、脳神経外科は、市内で唯一、緊急手術に対応できる体制も整えております。市民病院を利用される方の半数近くが、黒潮など市外の方々ですので、当院は幡多の地域医療において重要な役割を果たしているものと考えます。

このように、せせらぎという広報誌が出されてありますが、今の市民病院の現状です。

では、黒潮町ではどれだけ利用しているか。その利用状況ですが、平成22年度の外来患者数。外来患者数の総数が4万9,260人のうち、黒潮町民は8,843人、全体の17.9パーセントです。入院患者数は、全体で2万3,711人のうち、黒潮町民は5,063人、21.3パーセントを占めています。外来、入院、両方の患者数の約6割は四万十市民ですけれども、次に多いのが黒潮町民で、約2割を占めております。

次に、四万十市民病院の大事な役目として、救急医療体制があると思います。平成22年度、幡多消防署の救急車出動数は全体で2,068件です。そのうち、けんみん病院への搬送が1,120件、市民病院へは461件、その他が487件です。救急医療の半分以上は、けんみん病院を頼っております。市民病院も、15年から18年度には800から1,000件ぐらいあったようですけれども、19年度あたりから400件ぐらいに減少しているそうです。

平成 19 年度、2007 年ですけれども、医療不足から市民病院の夜間救急ができなくなり、やむなく、夜間救急の夜 10 時から翌朝 8 時までを返上し、今は夜 10 時までの受け入れになっています。幡多地域の救急医療は、けんみん病院に主に頼っているわけですが、幡多けんみん病院も今は飽和状態で、パンク寸前だそうです。

これ以上、けんみん病院に頼るのではなく、市民病院で分担する方法を周辺自治体も真剣に考え、取り組むべき課題ではないでしょうか。町長はその先頭に立って、周辺自治体を動かしてほしいと思っております。特に黒潮町民にとっては、けんみんまで行くより命の助かる率も高く、後遺症も残りにくい。まあ病気は一瞬を争いますので、市民病院の夜間救急を夜 10 時以降も受け入れ態勢が整うかどうか。今後、黒潮町民の命、医療には切実な問題です。まあそれでも、救急医療で搬送されてくる患者さんの半分は即退院とかいうことで、軽症の方が多そうなんですけれども、日常的に住民も気を付けなくてはならない課題があると思います。

それからもう 1 つ、市民病院の大事な役割として、災害時における地域の医療拠点になるということですね。市民病院は、大災害時には地域周辺住民の拠点となり、大きな役割を發揮すると思います。そして、災害後、その後の健康維持のためにも拠点となる病院です。必ず来ると言われている南海地震を想定しても、必要な病院ではないでしょうか。

それで町長にお伺いします。四万十市民病院というのは、まあ、よその自治体が抱える病院です。よその自治体の赤字経営に、厳しい黒潮町財政からの支援は難しいという考えなのか。それとも、黒潮町民にとって人ごととしてとらえるのではなくて、市民病院が存続するかどうかは、黒潮町民の命と健康を守るためには無関係ではないととらえるのか。そして、それ以上にですね、幡多地域住民の医療問題としての立場でとらえていくのか。

町長の基本的な姿勢をお伺いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

宮地議員の、四万十市民病院への黒潮町としての支援はできないかというご質問にお答え致します。

歴史や現在の利用者数等々の経過につきましては、お示しいただきましたので省略させていただきます。

補足させていただきますと、これまで、平成 19 年の救急業務の撤回や一般病棟の一部休床、あるいは公立病院改革プラン、四万十市民病院の改革プランでございます。こちらの策定等々、経営改革に努力されてきたと認識をしております。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、現在、厳しい財政運営でございまして、基準外繰入なしでの経営までには至っていないというところでございます。

平成 23 年度の決算見込み、現段階でございますけれども、純損益は 9,500 万円の赤字見込み。このままでは、4 月に 2 億 2,000 万の資金ショートとなる見込みが立っているようでございます。

また、ご指摘いただきました、災害時の大きな役割が求められるということでございますけれども、それをもって即支援という判断には至らないと、現段階では認識を持っております。

まず、設置者が四万十市であるということと、そして、現在、四万十市として経営改革にご尽力をいただいているところであり、議会でも活発に議論がされているところでございます。現段階では、その経過動向について注視をしてみたいということでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

即支援にはならないと。経過について、まあ注視をしていくというのが町長の基本姿勢ということをお伺いしました。

幡多地域では、ごみ処理の問題でも、それからくろしお鉄道でも、それぞれの自治体が広域で住民サービスを支えております。医療ももちろん広域で、幡多地域で全体として考えなければならないのではない、そういう時代ではないかなと思います。特に、先ほども言いましたけども、救急医療体制。救急医療というのは深刻な問題です。

先ほども言いましたけど、けんみん病院というのはほんと今、飽和状態になっていて、市民病院がここできなくなるとですね、地域住民にとっても非常事態ではないかと思えます。今後、高齢化社会を迎えるわけですから、幡多地域では、私は黒潮町だけではなく、最初にも言いましたけど周辺自治体が力を合わせて、住民の命と健康を守る手助けをしてほしい。するべきだと思います。まあ大西町長にはその先頭に立っていただきたいと思いましたが、即支援にはならないという立場ですので、リーダーになってくれということは難しいと思いますが。

それでは、もう一度お聞きしますけども、幡多地域のですね救急医療問題。これをどのように大西町長としてお考えになるか。まあ、災害時のことももう少し、どのようにお考えになるか。私は大事な拠点になる病院だと思っておりますが。

そしてですね、もう1点。

幡多圏内ではですね、この病院について、首長会議といいますかトップの会談で、何とかしなきゃいけないんじゃないとか、ちょっと問題があるんじゃないとかいう、そういうようなお話は出てるのか出てないのか、お聞きしたいと思います。

ちょっと聞いたところではですね、宿毛市さんが、佐伯フェリーが赤字だから何とかならないかと、そういう話も来たというふうに聞きますけども。まあ、トップの方はどういうところで、どこまでが支援してるのか、私、分かりませんが。単なる1つの経営自体じゃなくて、幡多全体の医療ということでは、黒潮町民の命、健康、大きなかわりがありますので、その点の考え。

救急医療について、それから災害時について、特に町長にお尋ねします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、市民病院の設置でございますけれども、地方公営企業法の一部適用施設であったと認識しております。この中には、広域連携で取り組める一部事務組合であるとか、広域連合であるとか、そういった特例が設けられております。現在、そういった枠組みにないというのがまず1つでございます。

それから、広域の視点で、救急医療についてどう思うかということでございますけれども。現在、救急医療施設の拡充等々のお話は具体的にはございませんけれども、当然、幡多6カ市町村で救急搬送、こちらについては重要課題として協議を進めながら、年に一度は総会を持って協議をしているところでございます。

また、今回、幡多医師会の方が、多分、市民病院の敷地内に救急施設ですか、午後11時までだったと思えますけれども。そちらの国への補助申請を行っているとお伺いを致しております。こちらで、ある一定の対応をしていただけるのかなと、そんなにも思っています。

失礼しました、災害時でございます。災害時ですけれども、災害時の医療体制をどうするのかというのは、県の方に広域医療の指針がございます。そちらの方には載っておりますけれども、これまでに私が就任して以後、首長の中でこれが協議されたという経過はまだございません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあなかなか、町長と私の意見がかみ合うということは少ないんですけども。救急医療体制についても、11時までその医師会の方がやるんじゃないかと、そういうようなお話で。全体的には、そういうことで重要課題として協議はしたが、どういうふうになってるかという話は、まあ今なかったところです。

私はですね、今回取り上げたこの問題はもう1つにですね、この市立病院の窮状から見えてくるものとして、これは、この病院だけの問題ではなくなって、今、何度も言っておりますけども、救急医療体制、災害時の受け入れ、その両方は日常的に大きな問題ですけども、それと、地域医療そのものが危なくなっている。そういう実情にある。それが、市立病院の窮状から見えてくるんじゃないかなと思います。

例えば、産婦人科を例に取りますと、くぼかわ病院がもう産婦人科をやめました。佐賀地域の若いお母さん方にとっては、特に深刻な問題ではないかと思えます。私も、娘がこちらでお産をしましたので、産気づいてから、夜、けんみんまで走ったんですけど、本当に気遣いました。子どもを近くの病院で産めなくなっている傾向というのは全国的な課題ですが、産婦人科、小児科は採算が合わなくなり、どんどん減っております。

今、産婦人科のことは一つの例として挙げたんですが、地域医療は直接、私たちの生活にかかわる問題です。大きな病気になったら、何でも高知まで行かなきゃならない。そうしなきゃ治療ができないというようでは、収入の少ない家庭では特に大変ですし、病人にとりましても、またお年寄りにとっても体力的にも負担ですし、家族も大変です。幡多で治療する病気が幡多で治すと、こういうふうになってもらえたら、ほんとに一番いいことじゃないかな。こうなってほしいものです。

また、高知の方でもですね、何でもかんでも高知の方に患者が集まると、ここでも飽和状態になって、患者に十分な医療の提供が難しくなりますし、今、その懸念が生まれてるそうです。安芸や高幡地域では、自分ところの病気が大体8割方で、あと、高知の方に流れているという資料ももらっております。

ある程度、採算だけを考えないで医療を行っていくのが、公立病院の役目です。しかし、国は公立病院を減らす方向を打ち出しておりますので、最初に述べましたが、全国の公立病院の8割は赤字です。国の医療制度改革は、地域から医師や病院を奪って、地域医療の格差を一層広げる傾向にあります。国民はどこに住んでいようと、安心して、いつでも医療行為が受けられるよう、国は保証していく義務があるわけです。

先ほども、医療費無料化のところでも言いましたけども、国の悪政から地域住民を守るのは、また地方自治体の大きな役目です。四万十市民病院はよその自治体で、先ほど、まあ注視をしていくというのが町長の姿勢でしたけども、直接関係ないように思う町民の方もいるかとは思いますが、地域医療を守り、町民の命と健康を守る立場から言えば、私は検討に値する課題だと思いますが。

今後、前向きに検討していくという、そういう方向にありますか、どうでしょうか。それだけお聞きします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

率直に申し上げますと、現段階で前向きに検討するという選択肢は持ってはおりません。

前段申し上げましたように、まず設置者の方からの正式に協議の要請も入っておりませんし、また、入ったからといって、今の法の枠組みでできるのか。あるいは、違った枠組みになっていても、町民の住民コンセンサス、そういったものが取れるのか、ご理解いただけるのか。そういったさまざまな検討課題があろうかと思っておりますが、現在の枠組、あるいは現段階においては、支援の検討をするといった予定はございません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

はい、分かりました。

今、町長の基本姿勢をお聞きしましたので、これ以上言ってもこの問題は進展しないと思いますので、2問目を終わります。

私としては、2問目を終わりましたが、検討課題として挙げていただきたいと思いますけどね。地域医療としては本当に大事なところに来ておりますが、その危機感を持っていただけたら本当にありがたいんですが。

3問目に入ります。

女性泊まり合いの中止を、ということで出しております。

39回目になるこの事業は、時代が進み、住民の意識の変化とともに、年々一般住民の参加者は減って、ほとんど役場の職員、保育士、教員の研修会のような実態で、何年も続けられてきております。

始まった当時は県内各地で行われておりましたが、住民の意識の変化とともに必要性も薄れ、次々と事業を中止する自治体が増え、今では、高知県内では黒潮町以外はどこもやっております。

佐賀地区でも、佐賀町時代にやめておりましたが、合併をして復活をしたことに、町民からは不満も含めて不安の声が聞かれます。自由にものが言えないとか、こんな取り組みをまたやるのかとか、もうやめてほしいという声が佐賀地区の最初の方にありましたが、もう今はあきらめてるのかどうか。これ、大方地区でも以前からこういう声が挙がっております。

そして、40年前ごろは、まだまだ就職、進学、結婚などに部落差別が残っていた時代でしたが、その後、国の法律が敷かれ、今では住環境も改善され、混住も進み、特に若い人の意識は、結婚においても40年前とは比べものにならない変化を見せています。それは、2005年の旧大方町の意識調査にも、歴然と数字で表れております。2003年に地対法が終了した時点で、法的にも部落問題は終了しました。旧同和部落を特別扱いしてはいけません。今後は区別をせず、どの地区であろうと同じ扱いで、一般的な事業として扱うことが決められました。

それにもかかわらず、この旧大方町だけは、時代の変化や流れに目を向けていかないのか、まあ、ほおかむりをしているのか分かりませんが、私から言いましたら時代錯誤の取り組みを、いまだに延々と続けていると思います。冷静な目で外から黒潮町を見れば、こっけいな取り組みではないかなと思います。

今年は、黒潮町女性泊まり合い人権研修会から女性を外して、黒潮町泊まり合い人権教育研修会と名前を変更して、男性の参加も可能にした取り組みになっています。

男性も呼び込んでまで続ける理由は何でしょうか。今年の出席者数は何人だったのでしょうか。具体的に教えてください。そして、費用は幾らだったのでしょうか。

後に細かい質問が控えておりますので、一度ここで切りますので、まず、この質問に答えていただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

それでは、宮地議員の泊まり合いの中止を求めるについてご答弁申し上げます。

まず1点目でございますが、今年から女性を外して、男性も募ったかということでございますけれども。この泊まり合い人権教育研修会事業につきましては、黒潮町の振興計画審議会の中での事業評価の諮問の対象になっておりまして、答申の中で、この事業の効果、持続性については、ある一定、続けていくべきだという答

申を受けております。ただ延々と続けるのではなく、創意工夫が必要だと、そういうご指摘も受けたところでございます。

その指摘を受けまして、2011年度の開催につきましては、実行委員会の中で、その開催内容につきましてどういうふうに進めていこうかという議論を、協議をしました。その中で、男女共同参画法ではありませんけれども、まあその推進もあるし、男性が入って参加してくれることによっていろんな意見もいただけるんじゃないかということで、男性も参加できる、女性を取ったということではありません。ある意味、誰でも参加できる研修会としたところでございます。

次に、7月30日、31日の日程で、場所は、例年のように国民宿舎椰子にて開催させていただきました。

非常に議員から指摘をされておるところですけれども、1点目の参加人数や参加者の内訳でございまして、全体で54人のご参加をいただいております。参加者の所属内訳でございまして、町職員15人、教員、教職員7人で、22人。それから、企業、団体4人。一般参加者10人。うち、地区内の住民7人、地区外の住民の方が3人となっております。

昨年度より少ない状況でございましたけれども、アクアスロンや補欠県議選が開催日を挟んであったことも、少なからず影響があったのではないかと考えております。

次年度につきましては、他の団体からも参加をいただけるようになっており、節目となる40回となることから、我々もさらなる啓発に努めまして、参加者が増えるよう努力していきたいと思っております。

次に、この事業に掛かる実施費用でございまして、総事業費で65万6,919円でございまして。内訳と致しまして、講演講師、協力者への報償費として5万9,000円、研修生、運営委員、講師への旅費として51万1,709円、バス、会場の借り上げ料としまして8万3,000円、事務雑費と致しまして3,840円となっております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

細かく答弁をいただきました。

もう少し細かい点をお聞きしていきますけども。

以前の私の質問でですね、職員や教員は業務出張扱いで、日当2日分で2,000円と。それから、宿泊手当9,000円。振替休日が取れるとの答弁でしたが、今も内容は同じでしょうか。

ちょっとすいません、4点ばかり質問します。内容はおなじか。業務出張扱いかということですね。

それから2点目ですね、この参加募集用紙ですね、認め印を持ってくるようにありますけども、一般住民にも日当なり、何らかの手当が出るのでしょうか。金銭的にそういうものが出ないんでしたら、何のために印鑑が必要なのか、それもお聞きします。

それから3点目ですね、今、予算を聞いておられますと、バスを借りる費用が出ておりますが。そのほかに旅費という予算を取っておりますが、これはバスで送り迎えするんですから、旅費は要らないんじゃないかなと思うんですが。二重支払いになっているんじゃないかなと思います。これが3点目です。

それから4点目ですが、町民の税金で行う、今回、69万なにかの税金が使われているわけですけども。町民の税金で行う町のイベントではですね、お弁当は出ることはよくあります。でも、この泊まり合いの夜の親睦会ではどうでしょうか、アルコールは出ますか。

この4点をお聞きします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

1 点目の職員の扱いでございますけれども、職員の参加は出張扱いとする点、また、休日研修の代休措置、日当など、今まで説明をしてきたことと変わってはおりません。

それから、2 点目の印鑑の関係ですけれども、行ってもらった方には日当、宿泊費や、泊をしていただく方には宿泊料を支払う必要がありますので、その支払いを証するために印鑑を持ってきてもらっております。

それから3 番の旅費はですね、日当ということで、旅費は出ておりません、日当だけです。旅費はもうバス借り切りで行きますので。

4 点目のですね、会が済んだ後の夕方の懇親会のことだと思いますけれども、アルコールは出ます。ただ、この夜の懇親会等につきましてはですね、日当と、それから宿泊費ですね。本人に渡すべき宿泊費で精算を行っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

日当、宿泊費。教員とか職員さんには、こういうものが出ます。一般住民の方は、お金はもらってないわけですよね。宿泊料として、ここで認め印を押していると。そして夜の、ここに親睦会と書いてありますが、アルコールが出ます。

ちょっとここで副町長にお尋ねしますけど、町のさまざまなイベントに、町民の税金を使ってやるイベントにですね、毎年アルコールを出してやってる。そういうイベント、ほかにあるでしょうか。おかしいと思わないでしょうか。

それですね、このアルコールを出すということで、会計監査委員さんは何も言いませんか。それとも会計監査委員さんは、そんな細かいことまではお知らせしないので、知らないのかもしれませんが。

そのアルコールを出すということについて、副町長にちょっとお尋ねします。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

お答えします。

基本的に、イベントの後ですね懇親会等には町費は出しておりません。

この件につきましても、これは精算、個人から頂いた分で精算しておるわけですので。町費から出すということじゃなくてですね、旅費とか日当ですね。そういったもんから出していただくということでございますので、そのへんよろしく願います。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

いや、形はですね、個人から出してるというふうになりますけども、ここに書いてありますように、無料ですと、これはですね。すべて、町で負担しますということですよね。それでアルコールが出るわけですから、町の税金から実際には出てることになるんじゃないでしょうか。

それと、聞いた内容は、ほかにもアルコールが出る事業がありますかということと、会計監査委員さんはこの点については何も言いませんかという点を抜けておりますが、願います。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壯君）

ほかには、先ほども言ったつもりですけども、出しておりません。アルコール。

ただしですね、後の打ち上げといいますか懇親会は、自主的にやっておるといったところでございます。

それから、この件についての監査委員さんは、特にご意見はございません。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

すいません、最初に副町長がそういうふうに答えてくれましたけど。

アルコールが出るということは、自分のお金だと。個人から頂いたものだということになると、共同の、住民課長のお話では、お金は出てないということですよ。もちろん、個人的にお金そのものをやるんじゃないかと、認め印を持って行って精算してることにはなりますが。

これは、住民課長でも副町長でも構いませんけど、アルコールが出るそのものは、税金から出ているのと違いますか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

まあ、アルコールが出てることが非常におかしいようでございますけれども。

日当は、数字で申します。2,000円あります。

それから、宿泊料が9,000円で、ご本人さんに、参加していただけるということで、参加される方にはですね、うちの旅費規定に基づいて、そのお金を支払わなければなりません。本来、それはもう個人に支払うべきものでございます。

ただ、会の中ですと、夜、ひざを交えて懇親会をやり、いろんなです話をさせていただく、そういった中ではですね、まあビールも、多少のビールをです出しても、別に。町が出してる出してると言いますけれども、個人に支払うべき対価といいますか、お金をもってやってるわけですので、決して町が出しておるということではございません。実行委員会の方でやっております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

こればかりやっていると、ちょっと時間がなくなるんですけども。

実行委員会から出しても、町の税金から出てるわけですから、実際はおんなじです。じゃあ、名前は日当とか宿泊費とかいうことで、この夜の親睦会の費用が出てるわけですよ。としたら、私は税金で出ていると一緒だと思うんです。まあ、これ以上言ってももう、ここはおんなじですが。それは、住民としては納得のいかない問題じゃないかなと思います。

次に、中身の方に具体的に入っていきます。

泊まり合いは、人権教育研修会という名前が付いています。私は、これも何回もやっておりますけども、研修で話される中身についてですね、この班別会の資料を見ますとですね、討議資料、班別会の討議の柱という所では、1日目、部落差別の実態がどうなっているか。2日目、部落差別を解決するためにはどうすればよいか。

こういうことを討議の柱として話し合ってくださいと。

班別会で話し合ってもらいたいこと。1 日目、自己紹介の中で3 点ありまして、3 点目にですね、あなたと部落差別との出会いを教えてください。2 点目の所では、最後の方にですね、あなたの周りがある人権課題、特に部落問題と何かつながることはありましたか。3 点目、あなたが部落問題と出会って思ったこと、感じたことを教えてください。4 点目、現在、部落差別がどんなところに残ってると思いますか。これらの内容を班別会で話し合ってもらいたいということですね、この研修は人権教育研修という名前は付いておりますけども、部落問題をことさら強調した、部落問題を話し合う、そういう内容ですね。昔から変わらないと思います。

これは、私は人権教育研修会というのには、あまりに偏った研修内容だと思うんですが。そのへん、執行部はどのようにお考えですか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

今のご質問ですけれども、町としてはですね、この人権研修以外にもいろいろな人権研修を行っておるわけですけれども。

この事業につきましては、他の議員も属しておられると思いますけれども、始まったきっかけというのはですね、婦人会が始めてもらったものがですね、発展的に今のようになっているものと私は解釈しております。

それから、同和問題に限ってと言われますけれども、まあ人権問題の議論の話でございます。昭和40年に同和対策審議会答申、この同和問題はこういったものなのか、こういうことが明らかに政府に対して答申がされております。言うまでもなく、同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等にかんする問題であり、日本国憲法におきまして保障された基本的な人権にかかわる問題でございます。そういうことの認識に立ちまして、被差別地区の方々には住環境の劣悪な環境に置かれ、そうしたことによって人々からの差別の処遇を受け、生活の基盤さえも築けなかった一時代もあります。非常に長い歴史を重ねていきますと、こういったことも解消していかなければならないと、昭和40年に国に対して答申が出されております。

平成19年にはですね、これを受けて、この上にいろんな県条例なんかもありますけれども、これを受けて黒潮町ではですね、黒潮町人権施策推進委員会です基本方針を作り策定致しまして、その中でこの事業についてですね、やはり人権問題の柱としてですね、今後もほかの人権問題と同時に進んで解決していくべきということを策定しておりますので、それに基づいてある意味この研修会は、始まったきっかけから言いますとですね、その問題に特化している部分は。

（宮地議員から「最後の部分聞こえませんでした」との発言あり）

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

課長ね、昭和40年の答申を読まれたんですか。昭和40年の答申からいきますとですね、違いましたかね。

もう、地対法が終わってるわけですよ、2003年に。もう昔のそういう法は終わってるわけですよ。そこから私は、黒潮町っていうのは抜け出てない。特に旧大方町っていうのは、そこからなかなか抜け出てないから問題で、こういう泊まり合いっていうのをやってること自体、人権教育という名前が付いてるけども、内容は部落差別についてばかり話すると。これ自体がおかしいんじゃないですかという話をしてるわけですよ。でもまあ、今までの成り立ちから言って、課長は部落問題について特化してやってると。まあ、いわば当然で

あるというような答弁だったように、私、受け取りました。多分、こういう答弁が来るだろうと私は思っておりましたけど。

次の方にね、もっと内容に入っていきますけど。

じゃあ、研修のこの案内書にですね、地区内外の女性が交流を深めてきましたと、今までですね、という文
言があります。それから今、課長が言ってくれました参加者の内訳でですね、地区外一般住民3人と、地区内
7人というのがありました。参加者で地区内、地区外の区別をしております。地区内、地区外を区別する根拠
ですけども、何を基準にして地区の内と外を分けているのでしょうか。そこに住んでいる住所でしたら、いわ
ゆる行政が線引きしてる、旧同和地区と言われる地域に住んでる人を対象にしているのでしたら、その旧同和
地区から、今、混住が進んでますから、よそに出ていった人は地区外になるんですか。

また、結婚以外でですね、その地域に移ってきた人、よそから入ってきて住んでる方。こういう人たちは、
地区外ですか地区内ですか。どのような分け方をしてる、その根拠を教えてください。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

地区内と地区外ということで、ことさら町として分ける必要ないんですけども。恐らく、僕の思いが間違
っておたらあれですけども、今までの質問の中でそういうご質問があったんじゃないかなろうかと思ひまして、
まあ今日の答弁につきましても、地区内、地区外ということで出さしてもらいました。

まあ、これ属地主義でありますので、地区外から地区内に入ってくるとですね、いわゆる被差別地域とい
うことになりすね。属地属人ということであろうと思ひますので、町外から地区内に入ってくるとですね、被
差別地区の住人ということになろうかと思ひます。地区内から地区外に出た場合は、

ちょっと議長、すいません。

議長（山本久夫君）

暫時時休憩します。

休 憩 14時 58分

再 開 14時 58分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

すいません。私、勉強不足でございまして、ちょっと間違っただけを言ったらいけませんので、このことは
再度確認してですね、お伝えさせていただくということでよろしいでしょうか。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

答弁不能ですか、課長。ねえ。大事なことなんですよ、これねえ。

地区内、地区外っていうのは、前から私ね、内訳を頂いたときに、松本住民課長になる前、ほかの課長のと
きからもずっと地区内、地区外っていう分け方をずっと大方町の時代からしておりました。そういう資料を、
私ずっともらっております。その根拠を、まあ勉強不足という言い方でしたけども、課長の知ってる範囲でい
いですが、問題、これ、なかなか難しい問題ということですね、じゃあね。

住所を移した場合、いわゆる行政が旧同和地区として定めてる場所から住所を移した場合は地区外になるのか。もう一度、簡単に言いますよ。それから、外から住んだ場合は地区内になるのか。そのへんは分かっている範囲じゃないかと思いますが、お答えできますか。

課長、勉強不足でしたら、ほかの方でも構いませんけど。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

地区内というのはですね、今、いわゆる旧大方、旧佐賀町の地区内ですね。それ以外は地区外ということになります。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

じゃあ確認しますが、今、混住が進んでおります。今、言われた地区からどんどん外へ行って住んでる方、もちろんおいでます。そういう方は、じゃあ住んでる住所で、そういう方はもう地区外ということでしょう。

それから、もう1つ。結婚じゃなくてもですね、その中に住んでる方はもう今もいるんですよ。おりますでしょ。その地区に住んでる人は、じゃあ地区内の人ですね。住んでる人。よそから移ってきた人。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

議員から言われるとおり、地区内に入ってきますので、それはもう地域はですね、被差別地区の方ということになります。いわゆる属地属人主義です。

議長（山本久夫君）

暫時休憩します。

休 憩 15時 02分

再 開 15時 10分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

大変、中断させまして申し訳ございませんでした。

先ほどの議員の、地区内から地区外へ出た人の表現といいますか、それから、地区外から地区内に来た場合。私、ちょっと言い間違いをしましたが、属地属人主義でやっておりますので、外から入ってくれば当然、被差別地域の方になると。それから、地区内からですね地区外に出ても、属人主義でございますので、その方も被差別地域というよりも、まあ被差別者ということになるかと思えます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

今、課長から答弁がありました。地区外へ出ていっても、その人は地区内の人間になると。

ではですね、誰の子どもかということが問題になるわけですよ、地区外へ出ていっても地区内の人間であるということは。お父さんかお母さんか、どちらかがどうだか分かりませんが、旧同和地区に生まれた人の子どもであれば、全員、どこに住んでいようと地区内という、そういうレッテルを行政はずうっと張り続けるんじゃないでしょうか。大変問題のある分け方だと私は思って、今、答弁を聞いたんですが。

外へ出て地区内ということは、そこへ住んでいたというだけじゃなくて、誰の子どもなのかということが問題になりますでしょう。

違いますか、課長。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

議員のおっしゃるとおりでございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

行政がですね、住んでいる場所、また、生まれや育ち、誰の子どもかという、その人の血筋を根拠にしてですね、住民を分け隔てすること。これは、行政が一番やってはいけないことではないでしょうか。人がどこで生まれようが、誰の子どもであろうが、どこで暮らそうが、こんなことを行政が問題にする。そのこと自体が差別じゃないですか。これこそ人権問題だと思いますが、違いますか。

人は当然、生まれも育ちも違います。この泊まり合い事業というのは、行政が住民を地区外、地区内と区別して、その上、誰の子どもかまで。そういうことが行政の根底の中にあって、それを象徴した取り組みということが言えると思います。

それこそですね、先ほども言いましたけども、人がどこの場所で生まれようが、誰の子どもであろうが、区別するこういう取り組み。これこそ、行政が最もやってはいけない、差別を強調した取り組みだと思います。

行政としては、これは最もやってはいけない取り組みだと思いますが、どうですか。そういう認識ありますか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

意図的にですね、こういうふうに分けて、研修会の場でそういうことをやるかということ言えばですね、そういうことで研修会はやっておりません。ただ、これまでのこの報告の中にですね、どういう経過で、どういったことでこういったことで報告したかは、ちょっと私、分からないところがありますけれども。

ただ、行政が分けているとかそういうことは別にしてですね、現実として部落問題がですね、まあ同対答申から何十年もたち、一定、ハード的な整備はされながらも、やはり、住民の心の中にですね同和地域への差別心がですね、今まだ根強く残っている。そういったことをですね、なくするための研修会であって、先ほど、討議の柱というところがありましたけれども、参加者の方にですね、できるだけ意見をいただけるような形での、まあ誘導的な形で進めております。まあ、参加していただいても、意見もですね出なかったら意味もありませんので。

まあ、議員がどういうふうに取りられるか分かりませんが、この研修会で参加してですね、まだこれだけですね如実に結婚問題や、部落出身ということで差別されているという実態を知ったと。自分自身もですね、

これからも勉強していかないかんというようなご意見をですね、いっぱいもらっております。

昨年ですね、これを含めていろんな研修あるわけですけども、昨年度の県に報告されている差別事象がですね、全部で6件ございます。

(宮地議員、議長から「聞いてない」との発言あり)

いや、研修の内容をといたしますか、なぜいうことですので、ご説明させていただきます。

6件ございまして、4件は差別発言です。2件はネットでの中傷でございます。

まだまだこういったことがあるので、研修会はですね、研修事業は続けていかなければならないと思っておりますのでございます。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6番 (宮地葉子さん)

私はですね、今、差別事象があるから、だから、これをやったら、やめたらいいとか、そういうことを聞いてるわけじゃないですね。

この泊まり合い研修会っていうのは、この案内文書にもありますけども、まず最初に始まったのは、地区内と地区外の人がこれ始めたときはですね、ひざを突き合わせて交流をしたと。それが大変良かったと。それで、まあ女性がこの泊まり合って、両地区の女性が交流を深め合う。それが目的で泊まり合いというのは、泊まって交流を深める。ひざを突き合わせて深めていく。そういう交流というのが、ここへ書かれてあるわけですよ。

つまり、地区外と地区内の人が、この泊まり合って交流をする。そのために町が町費を出して、至れり尽くせりのサービスをしてやってるわけですけども。そういうふうに行行政がですよ、住民を住所なり、誰から生まれたかとか、そういう地区や地区外で区別する、差別する。そういう取り組み自体が差別じゃないですかと、私、聞いたんです。

差別事象が県内何個あるとか、そんなこと聞いてるんじゃないで、それ自体、差別そのものをやってるんじゃないですかと、私、お聞きしてるんです。

議長 (山本久夫君)

住民課長。

住民課長 (松本輝雄君)

地区外であるか地区内であるかということは内部的な資料でもございますけれども、特に地区内、地区外をですね分けることが行政としてするべきではないんじゃないのかということですね、逆に、そういうことが出ておってもですね、特に問題はないのではないかと思いますけれども。

まあちょっと、このあたりはかみ合わないところはあるかもしれませんが。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6番 (宮地葉子さん)

かみ合わないじゃなくてですよ、課長。泊まり合いというのは、行政が進めてるのは、地区内と地区外の人交流する研修ですよ。だから、行政がわざわざ分けて話し合いをすると。分けてというか、最初からそれを前提にして交流を深めていくのが、この泊まり合いの研修でしょう。

ただの、いろんなイベントをやってますけど、そういう研修と違いますよね、泊まり合いというのは、ねえ。趣旨がずっと書かれてありまして、最初に始まったのも、そういうところで始まった事業ですわね。だったら、差別をする事業になってませんか私には言ってるんですけど、そこは執行部と私の違うところですか。言っ

てることが違う、かみ合わないところですか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

最初からですね、地区外と地区内とかいうふうに分けて、研修会そのものをやっておるわけではございません。結果として、こういう方の出席でしたということで、ご報告を。

（議場から何事か言う者あり）

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

まあ、何回言ってもおなじじですが、この泊まり合いの持つ趣旨が、地区内と地区外の人の交流を深めるという趣旨をここへ書いておりますので。

これ以上言っても、まあそちらはそういう答弁しかできないんだと思いますが、もう少し、じゃあ方向を変えていきます。

この研修自体はですね、私はもう1点、問題があると思うんです。

というのはですね、研修内容そのものが強制的になってるんじゃないか。というのはですね、方向性。この研修でこういうことを話し合ってください、こういう方向にいてくださいというルールが敷かれてると私は思うんです。そういう研修自体は問題ではないですかという質問なんです。

この班別会の2日目にですね、3番目にですけど。

あなたは今回の研修を受けて、何か行動が起こせそうですか。

部落差別をなくすために、家庭、職場、地域で、あなたにできることはありませんか。

ということ、班別会で話し合うように書かれてあります。大体、研修はですよ、研修に参加する人は、そのことでどう思おうと、良かったなと思う人、いや、面白くなかったと思う人、自由であっていいはず。自由であらなきゃならないわけです。この研修を受けて、部落差別について行動を起こそうと思おうが、思うまいが、そこまでですね方向性を敷いた研修そのものが、私は問題ではないかなと思いますが。

行政としては、そういうルールを敷いた取り組みという考えは問題じゃないかと思いますが、どうですか。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

班別会の討議の柱で、ルールを敷かれているということですが、この問題の、いかにどうとらえるか。まあ1日目が、この場合は部落差別の実態がどうなっているか。2日目には、討議が部落差別を解決するためにはどうすればよいかということにしておりますけれども。毎年、ある一定ですね、討議の柱は変えて行っております。

が、ルールを敷くことのうんぬんでございますけれども。ある一定、そういった柱をつくっておかないと、現場で5班というふうに班別がありまして、その中で、協力員もおりますけれども、何も決めないで入っていくと、まとまりがなくなってきました。そういった意味合いからもですね、ある一定、始める前にですね、今年度の研修会ではこういったことを討議の柱にしていこうということで進めさしてもらっております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

私はですね、松本課長が住民課長になる前からずっとこういう資料をもらってますけど、いつも内容は、私、変わらないんじゃないかなと。毎年変わってるって言ってますけど。

こういうルールが敷かれてる下に始まりますので、参加した方がですね、もう行き先決まってる、言うべきことも決まってる、何言っても通じなかったという意見はもうたくさん聞いております。研修自体はですね、私は反対しておりますけども、内容そのものも、一定のルールを持ってこういう方向に進むようにする。それ自体はやってはいけないことだと思います。研修して、先ほど言いましたけども、どう感じようか、それは当人の自由であってですね。部落差別をなくすために、家庭、職場、地域であなたにできることはありませんか。できることあってもなくてもいいはずですよ。部落差別そのものをあえると思ってる人、ないと思ってる人、いろいろあるわけですから。もう、話し合う必要もないと思ってる人もいるわけですから。だから、そういう方向性を持ってやること自体も問題だと思います。

でも、これを言ってもですね、もうかみ合いませんので、次に移りますが。

この案内書。この案内書の目的という所に、泊まり合いを通じて人権に対する共通認識を深め、差別のない町をつくることを目的としています、とあります。差別のない町をつくるということは、耳ざわりのいい言葉で、当たり前に見える言葉です。でも、人々の中にいろいろな差別がゼロになることはありません。私たちの社会はいろいろな違いがあります。所得の差、職業の差、学歴の差、住んでる地域の差、生活水準等々、いろいろな違い、格差がある社会です。こういう人々の間に格差、違いがある社会では、さまざまな差別意識が全くゼロになることはないと思います。

部落差別で言いますと、差別があったとしても、周りが同調しない。その差別を受け入れない。つまり、周りが問題としない。こうなれば、基本的に解決しているものではないでしょうか。今は時代とともに、その方向に向かっていきます。住居も混住が進み、結婚も本人同士の意味を尊重する。つまり、部落差別を問題にしないから、住居も気にしない。結婚も本人同士の意味を尊重するようになり、特に若い人たちほど、旧同和地区という意識は薄れてきております。差別があったとしても、もう問題にしない方向に進んでいる。それが、基本的に解決している。そういうものだと思います。そして、今はそういう方向に進んでおります。

しかしですね、行政だけが、今も課長が、県内でこういう落書きがあったとか差別があったとか言っておりますけども、行政だけが、差別がある差別があると差別を強調して、時代の流れや町民の意識の変化を酌み取ろうとなかなかしない。

その行政の私、代表的なね、目に見えるものがね、役はの玄関に掲げられていると思います。町長はまだ役場に入って2、3年ですから、もしかしたら気が付いてないかもしれませんが、役場の玄関横、大方町部落完全解放宣言と書かれた額がありますが、町長、これ知ってます。ちょっと町長にちらっと聞きますけど。

特に職員の方もね、気が付かない方が結構おいでますけど。町長、これ知ってます。

議長 (山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

解放宣言の文章は読んだことありますけれど、脇のやつはまだ拝見してありません。

(宮地議員から「知らない。あの掲げられてるの知ってますかという単純な質問ですけど」との発言あり)

玄関の。

(宮地議員から「ええ」との発言あり)

それを存じ上げないと、今、答弁しています。

(宮地議員から「知らないんですね」との発言あり)

はい。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

まあ、なかなか気が付かない職員さんもいて、気が付かないことを町長に責めてるわけでも何でもないんです。

で、これはですね、昭和 50 年の 1 月 28 日の日にちが入っている時代物です。地対法の法律が終了した時点で、本来なら取り除くべき、まあ歴史的な遺物ですね。

私が知る限り、ほかの自治体で、こんな宣言を役場に堂々とですね掲げてる所はどこもありません。そして、これ大方町と、大方町部落完全解放宣言と書かれてありまして、今はもう大方町がなくなって黒潮町になっているわけですから、合併と同時に撤去するべきだったと思いますが。

副町長はこれに長いですから、ご存じじゃないかなと思いますが。これ、大方町のこういう宣言、何とも思わなかったでしょうか。

ちょっと副町長にお尋ねします。

議長 (山本久夫君)

副町長。

副町長 (植田 壯君)

私は、ずっとあこは拝見もしていますので知っております。

まあ、この宣言等については、人権の問題については、旧大方町であろうと佐賀町であろうと、その問題は認識は一緒だろうというふうに考えておりますので。

その町名についてはですね、今後検討していきたいと思います。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

なるほどね。昭和 50 年に作られたものを、今度、黒潮町部落完全解放宣言というふうに替えたいというのでしようかね。ますます、また困った話ですが。

これですね、町外の人が役場に訪ねてきてですよ、この宣言を見て、ここに部落があるんですかと、それはどこですかって聞かれたとき、職員は答えるんでしょうか。それともですね、答えられないんでしょうか。

副町長、どう思われます。

議長 (山本久夫君)

副町長。

副町長 (植田 壯君)

行政としては答えられません、地区名については。

議長 (山本久夫君)

宮地さん。

6 番 (宮地葉子さん)

職員が答えられないような時代遅れのものを、もう玄関に長々と、堂々と掲げている自治体。これ、私は町の恥だと思えます。もう、いい加減に外したらいいと思えます。

今ここで、外してくださいって言ったら、はい、外しますという表現は出てこないかもしれませんが、ぜひ町長判断で、これは外していただきたい。お願いします。

今ですね、もう時間がなくなりましたが、今、住民の常識というのは、差別を堂々と受け入れたり、差別に同調する人はいなくなっています。ですから今、行政が目指すものは、差別を受け入れないことです。地区外、地区内と、そういうふうにと人の交流とか、地区内、地区外の交流だとか言ってですね、同和地区を限定した行事。そういう行政が最もやってはいけないこと。そういう行事、もうやるべきじゃないと思いますし、多くの町民もですね、こんな事業はもうやめるべきだと考えてると思います。その証拠がですよ、何年も前から、この事業への一般住民の参加者がほとんどいないわけですね。今回の参加者も、一般住民は 54 人中 3 名でしたね。そういう状況です。

行政が住民の間の垣根を取り除くのではなくて、逆に垣根を作る、壁を作るような行事。私は、泊まり合いはそういう行事だと思います。部落差別を強調した、この泊まり合いという取り組みは、行政が部落問題に特別対応すればするほど、町民にこだわりが生まれます。これだけの矛盾した内容を、税金を使って、送迎をして、1泊4食、アルコール付き。至れり尽くせりのおもてなしで、教職員、日当、宿泊手当、そういうものを出して。ついには、もう長年、女性泊まり合いという女性を取り除いて、男性までも取り込んで続ける取り組み、今後も続けるのですか。

お尋ねします。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

この事業につきましては、これまでの議会でも、宮地議員からは中止を求められているところですが、人権教育および人権啓発の推進に、法律に規定されております、人権尊重の社会づくりのための地方公共団体の責務として策定致しました、黒潮町人権政策推進基本方針等に基づき取り組んでおまして、人権問題、とりわけ同和問題につきましては、これまでの取り組みにより部落差別は解消の道にあるところではございますけれども、なお、結婚のときや、仕事を通じて問題意識を感じるという住民意識が、まだ根強く存在しております。

確かに、目に見えたといいますか、そういった部分ではですね分りにくくなってる部分はあろうかと思えますけれども、片や、目に見えない部分。いわゆるネット上だとかそういった所ではですね、もう、誹謗（ひぼう）中傷ばかり出ております。また、ちょっとここでは僕、サイトを覚えてませんが、あるサイトにはですね、いわゆるタレントだとか芸能人、有名人の方の実名を挙げまして、この人は被差別部落の出身だというふうなことがネット上で閲覧をされております。これは管理者にも相当、ネットを閉じるような要求もしておるようなことも聞きますけれども、依然として根強く残っていることも事実でございます。

そういったことで、この問題が一日でも早く解消していくことを目的に実施している事業でございます。先の審議会の答申を踏まえ、事業運営などに工夫の余地はあろうかと思えますけれども、皆さまの意見をいただきながら、常に事業運営の課題や成果を提言してですね、実施していくことが大切だと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6 番（宮地葉子さん）

まあ、課長も仕事ですから。本当に黒潮町の行政が、差別がある、差別があるという事態を何か、課長の答

弁聞いてますと、ほんとにそのまま出てくるなと思って、私、残念だなあと思って聞いているんですけど。

最後にお尋ねします。

ほんとに、こういう住民からですね、私はかけ離れていって、どんどん意識が離れていってると思うんですけども。こういう泊まり合い事業、町民の理解が得られると思いますか。

町長にお尋ねします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まあ基本的に、何割の方にご理解いただけるかといったような、しゃくし定規を当てるべき施策ではないと考えております。施策の推進方針は、先ほど課長が述べたとおりでございます。

それからまた、これまでも私も答弁してまいりましたけれども、目の前に課題があるならば、それを積極的に課題解決の施策を打っていくといったのが、行政に求められてる姿勢であると思っております。

議長（山本久夫君）

宮地さん。

6番（宮地葉子さん）

もう1つ、言い忘れておりましたけど。

まあ、この部落問題を特別扱いしてはいけないというのは、もう法律で出たわけですよ。終わったわけですよ、特別措置法というのが。それ以上は、同和地区というのを特別扱いしてはいけないというのがですね、2002年の3月29日、総務省のですね総務大臣の談話として出てるんです。

長々読むともう時間ありませんけども、同和地区や。

もうちょっと前から言いますと、地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律が3月末日をもって失効しますので、同和地区、同和関係者を対象とする特別対象は終了致します。そして、飛んでいきましてね、国の特別対策はすべて終了することとなったものであり、今後は、これまで特別対策の対象とされた地域においても、他の地域と同様に、必要とされる施策を適切に実施していくこととなると。新しい人権救済制度の確立、人権教育啓発にかんする基本計画の策定により、さまざまな人権課題に対応するための人権擁護の施策を総合的に推進するところなどの取り組みに努めてまいる。そういう所存であるために、もう特別対応はしないということ、総務省の大臣が談話で発表してるわけですが。

もう、答弁をいただいても仕方がないとは思いますが。今までの答弁を聞いておまして、町民意識と行政がいかにか離れているか。もう、いろいろ聞いててですね、行政がほんとにこうなのかと思って情けないこともありましたども。一日も早くこの実態に気が付いてですね、普通の仕事、いわゆるまっとうな仕事っていう、言葉は悪いですけども、そういう仕事をしてほしいと思おまして、泊まり合いを一日も早くやめていただきたい。そして、そういう方向に、部落差別として強調するような行政をやめていただく。

その点をお願いして、私の質問終わります。

議長（山本久夫君）

これで宮地葉子さんの一般質問を終わります。

この際、3時50分まで休憩します。

休 憩 15時 40分

再 開 15時 50分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は都合により延長します。

次の質問者、明神照男君。

10 番 (明神照男君)

議長のお許しをいただきましたもので、町長と教育長に4点について質問致します。

まず第1点、まちづくりでございます。

まあ昔いうか、戦後の話というが聞いたことですが、佐賀では、井の岬から與津岬（よつぎき）まで埋め立てて、まちづくりをしたらどうかという人がおったという話、聞きました。今まあ、私たちの町は、東北の震災の問題、それと、庁舎の建ち替えという問題がありまして、ほんとにこれからの黒潮の町をどのような町にするかという問題が目の前に来ております。

そういう中で、この通告にも書かしていただいておりますが、そのまちづくり、財政、行政改革ということがまず基本になると思っております。その中で、まあ私が申し上げるまでもございませぬが、この前の選挙で大阪府の知事が大阪市の新しい市長に。それで、何か今日が就任とかいうお話でございましたが。

この橋下市長の取り組みと申しますかね、知事のときに、大阪の赤字を解消するとか、それから、その職員の削減とか。まあこれは、いろいろいい面悪い面あるとは思いますが、実行力と申しますか、そういうことについては、自分はやっぱ参考と申しますかね、これは考えてみないかんことやないかというように考えておるもので。

そのまちづくりのまず1点目として、この橋下知事の取り組みを町長はどのようにお考えなっておいでるかということをお聞き致します。

議長 (山本久夫君)

町長。

町長 (大西勝也君)

明神議員のご質問にお答え致します。

大阪新市長についてどう思うかということでございますけれども。府知事時代、また、先般の市長選挙を通じての政策論争について、すべてを把握、理解してるわけではなく、また、自治体規模も相当違うことから、個人的に判断できる状況にないというのが現状でございます。

そういった状況ではございますけれども、しがらみや既成概念にとらわれない姿勢やスピード感、突破力、あるいは情報発信能力は特筆すべきところがあると、そのように考えております。都構想をはじめ、各種政策についての判断は若干年月を要するのかなと、そのようにも認識しております。

今後も、発言力を持った政治家として活動されることになろうかと思いますが、現段階での印象では、政策決定プロセスでしっかりとした議論が確保されているのか、あるいは、自らが代表となる地域政党を立ち上げ、議会の主導権を握ろうとしている政治手法は、二代表制の下での地方議会として適当であるかどうか、非常に判断が難しいところであるというのが現段階での認識でございます。

議長 (山本久夫君)

明神君。

10 番 (明神照男君)

今、町長のお考え、まあなかなかこれ難しい問題やろうとは思いますが。

ただ自分、この橋下知事が維新の会というね、組織をつくって取り組んでおるわけで。

そういう取り組みの中で、維新という言葉と申しますかね。自分、明治維新じゃないですけど、143 年前

か。そのころに、佐賀はどんなことをやったやおかと。勉強してないもので、分からんがです。ほんで入野は、まあどんなかったやろうかと。入野と申しますか大方町はね、そのころ。

そういうことで、これから、そのまちづくりということで、今まで何度かは町長から聞かしてもろうてはおりますが、庁舎の移転とかいう大きな、私たちの町には。ほんどにある意味では、東北のあの災害地を見たときに、まあ、こんなにこりやなるち、どうなるかと、自分、気仙沼へ行ったとき思うたことですが。そういう問題が、そう遠くないときに自分らの町にも起こるといふ思いを持っておるわけです。

そうしたときに、この自分、2点目の、まちづくりの中のカッコの2ですが、自分ら議員の委員ということで、都市計画委員会に入っちょるわけです。ほんで町長、今度の庁舎の移転とかね、ほんで恐らく町長のお考えの中には庁舎を、まあ一応、スケン谷いう、9月の議会にいうことで、あそこへ庁舎を持って行って、それで黒潮町をどういう形の町に、将来どういう町にというお考えがあると思うんですが。

この計画と、この委員会との関係について、町長はどのようにお考えかお聞き致します。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

明神議員のまちづくりについてのカッコ2、新庁舎によるまちづくり構想と都市計画委員会の関係を聞くということについて、私の方からご答弁させていただきます。

議員、今、都市計画委員会というものがあるというふうにおっしゃられましたけれども、自分の方で、まだその組織を認識しておりません。通告書を頂いて、自分の方で答弁ということで考えていましたことを、通告書に基づいてお答えを致します。

まず、新庁舎によるまちづくり構想というのは、現在、まだ持っておりません。現在、入野地区では、平成21年度に作成しました入野地区中心市街地まちづくり構想によって、現在、その都市計画を進めている段階でございます。その当時は、現庁舎位置に庁舎を構えての構想でございましたけれども、新庁舎が移転することによって、そのまちづくり構想が変わるといふことでもございませぬ。

従いまして、現在、新庁舎によるまちづくり構想というものは立てておりませぬ。

また、都市計画委員会というものを私の方でちょっと理解できなかったもので、都市計画という名前の付いた委員会が、例えば、都市計画審議会といったものがございませぬ。これは、都市計画法によってつくらなければならないという組織でございまして、庁内にもそういった組織がございませぬ。

ただ、新庁舎を造るに当たって、都市計画法上必要な審議とか調査があれば、都市計画審議会も開催することになろうかと思っておりますけれども、都市計画審議会と新庁舎は関係がございませぬ。そういったところでございませぬ。

お答えになってないかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

いや、答えにはなっちょります。関係ないという答えが出てきたきね。

けんど町長、これね、まあ課長は課長として、今、答弁いただいたがですけんどよね。町長の、今度のスケン谷へ庁舎を持っていったらというお考えの中によね、ただ庁舎だけあこへ持って行って、それで終わりじゃないと自分は思うもので、ほんでこの委員会、自分らが参加さしてもろうちよ委員会との関係をお聞きしたがです。ほんで、そこが問題やと思うがです。これは、別に課長どうこうじゃないですけんど、課長の答弁は

関係ないと。その、今度の自分が通告であれした都市計画のあれにね。

ほんで、ということは町長は、あそこへ庁舎を持っていくけれど、あそこへ庁舎を持っていくことによって、どういう黒潮の町をつくる。まず第1が、これも自分、言うまでもないことですが、地震もですけど津波の問題があって、いうことから出てきちよると思うがです。

にもかかわらず、今の課長の答弁で構いませんか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まちづくりにはですね、さまざまな観点があろうかと思えます。そちらの方は、議員と共通認識であると考えております。

これまでは、先ほど課長が答弁申し上げました、20年、21年の中活委員会で策定した案、こちらについては商業機能の集積、あるいはこの中心市街地に一体、黒潮町としてどのような機能を設定するのか。そういったことが主な、重要な議題の内容でございました。これが3.11以後、若干変化をしたということでございます。

庁舎につきましては、これまで繰り返し答弁申し上げておりますけれども、被災後の対応に最重要視をした配置ということでございます。それと、これから進めていくまちづくりの計画の整合性を図っていくと、こういった作業が必要になってきよるかと思っております。

それに付随する計画がさまざまございます。繰り返しになりますが、中心市街地活性化計画、あるいは、別建ての組織でやっていただきました、入野のまちづくり検討委員会の答申。こういったものを参考にさせていただきながら、今後、しっかり具体的に絵に落とししていくと、そういった作業が始まるわけでございます。

そこまでできた段階で、議会の方にもお示しをさせていただきたいと、そんなに考えています。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

今、町長のご答弁にもあったように、その東北の震災によることで、庁舎をまず安全な所へというお考え。

ほんで自分は、庁舎が安全な所ということも、結果として住民の皆さん、町民の皆さんの安心、安全な生活が目的で、それで、まあ現実に東北でも、南三陸町とか大槌町とか、庁舎が駄目になった。いうことで、最終的には自分、住民の皆さん、まあ町民の皆さんのね、そういうことを第一に目的にした取り組みやと自分は思うわけです。

ということは、まあこれはいろいろな考え方があり、町長は町長のお考え方があるとは思いますが、先にも聞いていただいたように、最近、テレビなんかでも、震災後の津波の後の被災者の皆さんのね、生活です。そういうものが出てきました。ほいたら子どもさんだけ残ったとか、片方のお父さんお母さんがね、犠牲になったとか。それから、子どもさんが犠牲になってとか。ほんまに、まあこれは自分らの言葉で言うたらよね、こんな難儀なことがあったまるかと思うような問題が起きちよるわけです。自分は、自分らの仕事も、それから町長はじめ行政の皆さんの仕事もよね、そういうことが将来予測される中でどういう取り組みをしたら、そういうことが避けれるろうかということが、自分、この今の庁舎の問題に自分はあると思うておるもんで。

それで、まあこれ2番のその、自分の思いでは都市計画、そういうことらも庁舎の位置の町長の選定、決定の中に、委員会はどうかとか、それから住民の皆さんはどうかとか。そういう集大成の中で、町長が最終的にはどこぞへ決めるという形になると自分は思うもんで、まあこのカッコ2番の質問を出さしてもろうちよることですが。

確かに、今まで町にも5年計画、10年計画とかいう計画はあった。ただ、その計画の中に、今回の東北地震のような問題は、なかったわけやないけど、あんなに大きな問題になるという考えは小さかったがやないろうかというように自分思うわけです。

そこで、まあ私たちの町は幸いと申しますか、地震があってもものうても、それは関係なしに庁舎の移転の問題が出てきちゃったと。これは、ほかの町村にはない、ある意味では自分らの町が、そういう面ではそれこそ千載一遇と申しますかね、東北の人にはこれ申し訳ないことです。申し訳ないことでしたけど、自分らにとったら、それほど考えてなかった問題も含めた中で、今度の庁舎の問題、まちづくり、自分は考えないかんときやったと。ほんでくり返しますけど、これ千載一遇というかね、これを生かす責任が、ある意味では責任が自らにも、ここにおいでる皆さんにはあると思うて自分は質問さしてもろうたわけですが。

もう一度お聞きしますが、町長のまちづくりのお考え、庁舎移転のお考えの中にはよね、あそこへ庁舎を持っていくことによって、これ、5年、10年やないと思う、自分は、50年も100年もよ、後のこの黒潮の町を、という部分が自分はあるがやないかという思いで、それから、そういう考え方で取り組まないかん問題やと思うもんで、質問さしてもらっておるわけですが。

もう一度お聞きします。その庁舎によって、町長、こういう町をつくろうというお考え、お聞き致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、まちづくりにはさまざまな観点がございます、庁舎の位置だけで決定するといったふうにはなっていないと、そのように認識をしております。

これも重複になりますけれども、庁舎機能につきまして高台を選定させていただいたのは、これまで答弁申し上げてきたとおりでございます。

そういった中で、これも今議会の一般質問でもお答えさせていただきましたが、ある一定、日常の利便性を失う所へ選択をさせていただいて、表明をさせていただいているわけでございますから、きちっとした防災対策は完備する必要があるというのは言うまでもないところでございます。しかしながら、それをすべて庁舎移転の位置が左右をするというような問題でもない、そのように思っております。

例えば、避難困難地域を多く抱えるこの入野地域。ここに対しての防災機能を、じゃあどう設定するのか。それは、今議会でもさまざまな議員の皆さんからご指摘いただきましたように、避難タワーであるとか、あるいは避難経路の確保による時間の短縮であるとか、もしかしたら、海岸線の防潮ラインの設定、こういったことも必要であるのかなと、そんなにも思っております。とにかく、総合的に取り組んでいかなければならない課題でございます。

それと併せて、日常のこともあるわけでございます。すべて、防災一辺倒で政策決定をしていくわけにはまいません。例えば、津波被害に及ばない所でも、中山間でお暮らしの、おじいちゃんおばあちゃんもおられるわけでございます。その福祉を切って、すべて防災対策に回しますということにはなりません。これは教育しかり、産業振興しかりであると、そのように思っております。

そういった切り口の中で、できるだけ整合性の取れたインフラ整備を、住民の皆さんにご理解をいただきやすいインフラ整備をやっていくというのが行政の責務だと思っております。

それが、これまで平成19年あたりからさまざまな委員会で話し合われてきた答申もございますので、それを踏まえ、なおかつ3.11以後、さまざまな関係機関からいただいた情報を加味しながら、最終的には決定してい

くと。

ただし、まだそれが全体像として、議会の皆さまにお示しできる段階にはないということでございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあね、これ、皆さんいろいろなお考えがあることですから。

ただ、自分らね、この8月に議員の研修で、高知でね、養老先生のお話をお聞きした。そのときに、先生のお話では、そんなことおまん、できるもんかとか、まず、住民の皆さんの希望を聞かないかんとか、なかなか今は難しい。しかし、いろいろな問題、文句、まあ不平不満はあるにしても、東北の皆さんを見てみなさいと。なんちゃなくなった所で今、生活しよるがぜよと。まあ、自分らの言葉で言わしてもろうたらね。いう、お話を聞かしてもろうた。

今、町長おっしゃるようにね、それは日常、一日一日、今日のこと明日のことからも、それから、まあ早い話が、まあ町と、奥言うたらまた言葉がどうかとは思いますが、それは残念なことですけど、いろいろな生活の違いのあれはある。ほんでそれを、今まではなるだけ同じような条件の中にということでやってきたと思います。ほんで自分、それはそれで、いかざったとか何とかいうがじゃないですけど。

ないですけど、現実問題として、今、自分らの目の前に、まあ一般的に言われる、30年のうちに60パーセントですかね、地震が来る、津波が来ると。その津波は、まあ佐賀では亥の大変言うがですけどね、うちらでは。そのときの記録が、100余尺いう津波が来るといような問題が記録として残っちゃうもんでね。ほんで自分は、申し訳ないですけど、町長が同僚議員の一般質問のときに、情報が大事とか、確かに大事です。それから避難路が大事、これも大事だと思います。けどね、自分ね、理想論みたいになりますけどね、地震が起きて津波が来てもよね、安全などにおったら情報のうてもかまんがやきね。そんなとこやったら避難道も要らんわけ。

自分は、繰り返しますけど、今こそそういうまちづくりにね、自分は取り組まないかんと、自分は思うちょります。それは、いろいろな問題出てきます、現実ね。けど、まあこれはいろいろなお考えが、町長にしても皆さんにもお考えがあることやきに、自分、いい悪いとは言いがやないですけど。そういう町を今ね、つくる機会いうかね。結局、今、震災後、東北ではそれが取り組んじよるわけよね、これ。以前の地震、津波で集落、部落らで移転しちよったとか、ほんでそういうところが安全、今回の災害も非常に小さい。いようなことで、もう町ぐるみを高台へといような問題が出てきちよるわけで。それを自分はね、これはあくまでも自分の考えですけど、考えないかんとときやといように自分は考えるもんで、先ほどのいようなこと言わしてもろうたことですが。

まあそういう中で、カッコ3の、県のいような委員会のあれを参考にしないのかどうかいような問い掛けですけど、もうこれはいいです。

いようなのはね、自分ね、結局ね国にしても県にしても、あそこらの人は、いようなことを言うたら申し訳ないですけどね、言うがが仕事や。言うたきいうて責任は取ってくれんがやきね。最終的にはいようなこと参考にさしてもろうて、自分らが決断はせんといかんことやき。自分らのやることは責任が、責任取る取るらんは別にして、やることに対する責任、決定は自分ら持たないかん立場や。

いようなことで、まあ、もうこれは質問じゃないですき。いような考えでまあ出しちよったがですが。

今度4番目の、いようなまちづくりの中で、この情報基盤整備。

前町長、それから当時の執行部、これを町の活性化が目的いようなことをまあ説明があつたわけです。ほんでこ

れには、自分、言うまでもないですけど、町民の負担が発生する。ほんで町民の負担とともに、今、出てきちよるがが、それへの消費税の問題。これ消費税が、それ自体は利用料に対する消費税、関係があるがですけど。

自分がお聞きするのは、消費税のその負担の問題と、どれぐらい、ここへ出さしてもろうちよるがですけど。それから、この事業の効果ね。まちづくりに対する効果の問題。それとともに、今、問題になっておる消費税の問題。ほんでこれはね、一般の人にとったら今までなかった、今年から負担が出てきた上に、また消費税が出てくる。

ほいたら、この消費税はまあ自分が言うまでもないことですけど、この間、ちょっとしたあれには、年収240、50万の人で10パーセントになったら、10万ぐらいアップになるかね。それが、700万、800万の人、1,000万近い人は20万ちょっとしか、まあちょっと言うたらあれですけど負担、金額で言うたら。ただ、負担率で言うたら、大きな問題があるわけよね。そういうことで、自分、この消費税も問題があると思うがです。

その消費税の問題。それと、この情報基盤の事業をこれからのまちづくりにどう生かすかについてお聞きします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

失礼しました。それでは、明神議員の情報基盤整備事業の活用についてのご質問にお答えしたいというふうに思います。

事業の目的は、もう今まで何度も言ってきましたので、お分かりのことと思います。

それから、消費税の問題ですが。町にもですね、サービスによっては水道とかあるわけですけども、消費税が発生致しまして、それにつきまして、今度、町からこの施設そのものを委託しておりますので、また、そちらにも消費税が出ていくというようなたてりになっておりまして。まあそのようなことですね、今後、税務署と協議しながら、適正な対応をしてみたいというふうに思っております。

消費税の額ですけども。今の推定の、まだ固まった状況ではありませんけれども、推定の中では230、40万の消費税が発生するのではないかなというふうに思っております。

それから、今後のまちづくりですけども。課題の1つでありました、地上デジタルの対応。これができなかったので、今後は民放チャンネルの拡充や自主放送の充実を図りたいというふうに思っております。

それから、携帯電話の不感知地域の解消ということも柱でありましたので、これもなお進めてまいりたいというふうに思います。

それから、ブロードバンドゼロ地域の解消もできました。今後はですね、高速のインターネットを使って、田舎であるこの黒潮ですね、町外からも来ていただいて仕事ができる可能性が出ております。このことをですね、今後、普及PRをしてみたいというふうに思っております。

それから行政情報も、まあ現在もだんだん流さしていただいておりますけれども、行政情報や防災情報の共有化を図りたいというふうに思っております。特に、緊急時の地震への対応などをですね、緊急速報ということで、住民の皆さんの安全対策に役立たせたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ、目的はもう何回も聞かしてもろうております。ほんで、それと活用、どう活用するか。今、課長おっしゃるようにね、いろいろ、それも聞かしてもろうちよります。

ほんで、まあこんなこと言うとまた申し訳ないですけど、その結果、その効果。その効果が、どういうところへ出てきよるか。何か、区長さんのお話では、あれやると紙も配らんでもかまんなるというような話が、それほど減ってないと。まあ幾らか減っちゃったら、それは効果がないということじゃないですけどね。

そういうことで、自分、この情報基盤事業が、よう言われる費用対効果やないけどよね、先の消費税の問題らにしても、自分らもその町民の皆さんの負担がよね、その消費税の分まではそれほど頭になかったわけです、今までの年間こればあ負担せないかんいうあれがね。けど、ここへ来て、その消費税もそういう形で消費税の税率が上がるというような問題が出てきたらよね、なかなか先のその負担に、ある程度の所得のある人はそれほどの負担じゃないけど、所得の低い人には、それもなかなか荷物になってくるというような問題が、まあここで出てきたわけよね。そういう心配言うたらあれですけど。

ほんで、事業としてはいろいろ取り組める。これはもう初めからいろいろ聞かしてもろうちよるわけです。ほんで、まあまだ使いだして、利用しだしてから時間もたっていないから、効果が目に見えてないということも分かります。分からんことはないがですけど。

こういうことでどういう効果、結果が予測されるか。まあいろいろ問題、広いと思いますけど。まあ単純に言うたら、これであれですかね、町民がほんとに活性すると思うちよりますか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

お答えしたいと思います。

まあ、活性化するというところで事業を入ったわけですけども。

程度の問題はあろうかと思いますが、基本的にはこれを有効活用することによってですね、町の活性化に努めたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあ、別に課長を責めるわけやないけど、課長らは思いますの答弁でええわけよね。

けど、自分らはそういうわけにはいかんがやきね。活性化するためにお金を使うた以上はよ、その効果が出てこんとね。まあこれは、課長おっしゃるように、こういうことに生かします、これで効果が出ますという答弁ですきに、あと1年、2年、3年後、見ないかんとは思いますが。

お願いしたいことは、もうこの情報の整備はやって、これからそれをどう生かすか。これからやと自分は思います、これは。うちの町がそれをどう生かすか、この設備、施設をね。やと思いますから、課長、まあ町長はじめ、皆さんに頑張ってもらわないかんと思ひまして。

2点目の、TPPの問題についてお聞き致します。

自分、これは、まあここへも書かしてもろうちよるように、昔はもう戦争やったがよね。けど、今はもう殺し合い、武器持ってどうのこうの、まあやりようともありますけど。まあ、先進国ではそういうわけにはいかんき、形の違う戦争、これ経済戦争やと自分思うがです。

それで、現実問題として、自分らの水産物はほとんどもう自由化に近いもんで、あんまり自分は影響はない

ように、個人的には自分は思いますが。まあ農業の皆さん、お米にしても、それから自分も、よう分からざったがですけど、コンニャク。コンニャクなんか、関税がかなり高い言いよりましたね。ほんでこれらも、もしTPPの組織へ入ってやるとなったら、かなり影響が出てくるがやないかということをおっしゃるわけですが。

ほんで、県にしても、尾崎知事さんにしても、やっぱり慎重にせないかんというお考え。ほんで、自分も不勉強で、24項目、細かいところまでは分からんがですけど、いろいろな問題が、その反対する人には、反対というか積極的に取り入れないかん言う人、そうやない人にはいろいろな問題が出てくるがやないかと。それから積極的に、経団連もはじめ、ああいう二次、三次の産業の人は、やっぱり取り入れないかんという意向が強いと思う中で、うちの町。まあ、うちは一次産業が主体の町というかね。

で、もしこれを今の政権が取り入れる、これ加入するとしたら、そのことについて、まずTPPの問題について、町長はどういうお考えですか。

それから、もし取り入れるとしたらどんな問題、加入せざったらどういう問題があるとお考えかということについて質問致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

明神議員のご質問にお答え致します。

これまで、TPPにつきましては反対の姿勢を表明させていただいたところでございます。

参加、不参加の場合の取り組みにつきましてということでございますけれども。現段階で、どの分野にどのような影響が、総量的にどれだけ出るのか判断材料がございませんので、答弁がなかなかできないといったところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のようにTPPに対する基本的認識と申しますか、そういったものについて、少し若干申し上げますと、これまで政府等々から発信される情報は、各種分野の各論的なものが非常に多くて、本質的な課題認識が非常にしづらいと、そのように印象を持っております。特に、マイナスの影響の多い農産物の自由化が各論的に語られることが多く、国際的な多国間の条約の締結、批准の持つ、その本質がもっと議論される必要があると考えております。

特に、最近になって取り上げられ始めましたISD条項、いわゆる紛争解決手段でございますけれども、こちらについては全然、国としての統一見解もまとまっておられません。ぜひ、対応策を議論し尽くし、見解を統一した上でご判断いただきたいと、自分なりにそう思っております。

いずれにしても、あまりに拙速な理論であると、そのように考えております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

これ自分らも、まあ自分らいうたち皆さんには悪いですけど。自分はね、入ってええやら、入らん方がええかね、分かりません、自分は。

ただ1つね、自分思うことは、賛成の人も反対の人も、自分が得やきとかよ、自分が損やきが基本になっちゃうと思うがです。ほんで、各論なってくるとね。総論はともかく、各論なってくるといろいろな問題出てくる。

自分はね、まあこれは奇麗事みたいになりますけども、入ることによって国が良くなるかね、どうか、自分ら日本人としたらひとつの基準にせないかんと思っております。それと、まあこれもまた話だけになり

ますけど。まあ今、70億に近い人間にとってよね、ええことか悪いことかということから、やっぱ自分考えないかん問題やないかないように思いましたね、自分は。

ほんで自分ね、入ろうが入るまいが、食糧の問題、必ず出てくると思うがです。これ、まあ反対派の人が言われるように、入ったらよ、日本の食糧生産、農業も漁業も駄目になるということを言うわけですね。自分はね、またおかしい考え方でみんなに笑われるかも分かりませんが、自分、駄目になったらええと思うでしょうがです。駄目になったらね、初めてね、人間にとってねなけりゃいかん食糧の大事なことがね、自分、分かると思う。今は分かってないと思う。それから国も。ほんで、今までもう日本の農業、漁業は、まあ自分の言葉で言うたら、ほたくっちゃったと自分思う。

しかし、自分ね、くり返しますけど、その食糧の問題出てくるからね。ほんで、まあ、野田総理が入るか入らんかですけどね、自分は入ったらええと思うでしょう。ほいたら、食糧の問題が出てくる。出てきたら、やっぱ一次産業、農業、漁業やない、食糧を生産する手段を大事にせないかんということが自分は分かると思うきにね。というような、まあ自分は考え方しちよるがです。

まあ、この問題も町長がおっしゃるようにね、これはなかなかええとか悪いとか、それから自分らと違くて、町長、知事も含めてよ、責任ある立場ではね、右をええ言うたら左が悪いなるし、左をええ言うたら右が悪いなるような今度の問題ですき、なかなか、どうじゃこうじゃ言うことの答弁は難しいとは思いますが。まあただ、自分、この問題も含めてね、これ、3番目のあれになってきますけどね、やっぱ食糧をどうするかいうことを基にして、自分はこのTPPの問題も考えないかんがやないかなというように、まあ自分は思うちよります。

それで、先ほどの町長のこのTPPの問題についての答弁はそれで分かりましたから、3番目。まあ、これも似たようなもなってますけど、食糧と汚染の問題ね。

ほんで、これもまあ自分が言うまでもないですけど、安全や言いよった福島のお米にも問題が出てきた。それで、まあたまたまといいますかね、16日でしたかね、あれ。総理は、一応第2ステップのあれまでは収まったからということで、冷温停止で大丈夫やというような宣言をされたわけですけど、国の外も中も、ほんまかよいう話が出てきちよるわけ。ほんで、現実に自分らも、もう国の言うことね、これもまたこんなことを言うたらいかんか分かりませんが、信用できんと自分は思うでしょうがです。結局、国の言う数値、東電さん、国が言う数値、外国、アメリカ、外国が言う。この間もセシウムがね、太平洋のあれでセシウムが日本の30倍の数値やないかというような報道もあつちよるわけよね。そういう中で、これ自分、食糧と汚染の問題でいうのはね。

これも皆さんもご存じや思いますけど、それこそおとといやったかね、土佐沖のカツオにもセシウムが出たと。自分ね、陸上のお米の問題もですけどね、まあ自分の言うことは大げさかも分かりませんが、三陸の海は、自分は駄目になると思うちよります、これは。来年ね、自分らね、カツオ釣り行けるかどうかということが現実問題として、もう沿岸、今、茨城とか福島沿岸が問題になつちよりますけど。セシウムの数値は低いんですけど、もう宮城も岩手も出よるがですきね。そうしたときにね、自分ら関係しちよるのはね、カツオがね、取れるその前の餌がよ、宮城県、岩手県、取れる餌がね、恐らく自分、セシウムの問題出てくると思うでしょう。そうなったときに、果たしてそのセシウムに汚染された餌で取ってくるカツオがよね、どうなるろうかという心配。まあ心配してもこれ、どうにもならんことですけど、思いようわけです。

それで、同僚議員の質問にもあった、うちのこの間終わった、もどりカツオの催しね。自分、そのときもね、たまたまいとこ、それから義理の妹、あれしよる。来年はもう、もどりカツオいうあれではできんなるか分からんねえいう話をよね、したことです。それが、まさかとは思わざった、いずれは出てくるとは思いよったが

ですけれど、先にも言うように、土佐沖のカツオにもその問題が出てきたというようなことで。

そういうことで自分ね、食糧の問題として、これへも書かしてもろうちよることですけれど、うちら黒潮町のだけ問題やないですけれど、一次産業の町として、これから町はどういうような、まあ町長、どういうお考え持っておいでるろうかと。

それから、これから町としてどういうような取り組みをせんといかんかということについて質問致します。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（濱田仁司君）

明神議員の、食糧の汚染問題。特に、食糧生産の町としての取り組みを聞くということでお答えさせていただきます。

本年のカツオ一本釣りも漁期終了の時期となり、ほとんどの船が帰港しております。

本年は震災、原発に影響された1年でした。三陸カツオの水揚げ港である気仙沼の被害による水揚げ制限、活餌の高値、不足、風評被害等、いろいろな問題が起きました。

また、放射能問題につきましては、カツオのサンプリング調査を関係機関で実施してきましたが、セシウム、ヨウ素とも基準値以下となっております。検査結果につきましては注視して、変化あるとき、事あるときは、関係団体とともに、県、国に対してきめ細かな調査など、対策を要望していく考えです。

漁労事業につきましても同様と考えています。

食糧生産につきましては、水産業では漁業従事者の高齢化、資源の減少等厳しい状況ですが、沿岸漁業の生命線である沈設魚礁につきましては、再開に向けて効果検証を精力的に進めているところで、一日も早い再開に向けて努力するものです。

また、カツオ一本釣りにおきましては、活餌の供給不足、燃油高騰など厳しい状況ですが、今年は震災の状況によりカツオの単価がアップし、大型漁船はほぼ昨年以上の水揚げ高となっております。

この活餌にかんしましては、食物連鎖の関係で、来年以降のことを考えると心配するところですが、町としても今年8月より、兵庫、長崎、鹿児島島の餌場回りを漁協とともに実施しております。今年も11月より活餌の供給が始まり、長崎、鹿児島より、現在3回の入荷をしており、土佐沖、宮崎沖での漁に対応しております。漁は少ないですが単価が良く、佐賀港への水揚げも順調に推移をしております。餌のある所には船が集まるといふ結果となっており、また、冷蔵庫や魚函倉庫が完成すれば、カツオの市場機能が一段とアップされ、地域経済が活性化されると考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田 二君）

それではですね、明神議員の放射能汚染での農業部門について、私の方からお答えさせていただきます。

まず、放射能汚染についてはですね、新聞紙上なんかですれねいろんな影響の報道がされていますので、議員なかなかご存じで、僕らよりか知っちゃうがやないろうかというふうに思いますけれども。

コメの放射能汚染についてはですね、原発事故の影響ですれね、福島市の大波地区に続きまして、12月2日にはですね、福島市の旧福島市地域ですけれども、渡利地区。ここから、3戸の農家からですね、国の暫定規制値いうもんがありますけれども、それを超える放射性セシウムが検出されたとのことでありまして、来年ですれね、作付けができるかというふうに農家の方も心配している状況とのことです。

そのような状況でですね、福島県も旧福島市地域の稲作農家を対象にしまして、緊急調査の協力呼び掛けをしてですね、来年何とかですね作付けができるようにということで、今年度内にですね方針をまとめる必要があると強調しまして、取り組んでいると言われてます。

また、福島県でですね県内の市町村に、田畑、果樹園、牧草地、森林を対象にですね、農林地等除染基本計画というものを策定しまして、現在策定し、取り組んでいる市町村もあるようですねけれども、各市町村に説明しながら普及していくというふうにしています。

この基本方針によればですね、まあ放射性セシウムを検出されたかどうかで判断するものですねけれども、この検査結果によってですね、土の入れ替えとか深耕などの対策によってですね、農作物のセシウムの取り込みを抑制するというものを目指すものであります。

このコメの汚染はですね、福島で収まるかという議員の質問ですねけれども。まあ、現在の状況ではですね、福島県の警戒区域等含んだですね周辺地域でのことですので、まあそこで収まるか、国や県の調査、その動向を見ないとですね分かりませんが。12月8日の日にもですね、福島県のコメの放射性物質がですね、緊急調査で伊達市の2地区にも出たというようなこともありますし、また、埼玉県でですね春日部市ですかね。ここの工場で作られた粉ミルクからもですね、国の暫定規制値は下回っていますけれども、まあ放射性物質が検出されたというような報道もありますので、福島で収まるか分かりませんが。

今のところですね、まあ本町のといいますか、本県のといいますか、農業部門までは放射能汚染の直接の影響は及ばないと考えていますので、今後でもですね農家負担の軽減を図る補助施策などを活用しながらですね、農業振興を今までどおり図っていく取り組みをしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

先ほどの自分の質問、それで、濱田課長の方から、餌の問題から始まっているいろいろな対応。それらはね、自分、ありがたいことやと思うがです。

ただ、ここでね、まあこれもまたいろいろなお考えがあるとは思いますが、先にも自分言わしてもらったように、漁業の問題、それから農業の問題じゃあ自分はないと思うがです、これは。

ないというのが、そういうね、もう考え方じゃなしに、食糧をどうするかいうところで考えないかん問題やと思うがです。百姓さんにしても漁師にしてもみんながね、一生懸命やってきちよう。それから、行政もね一生懸命やってきちようと自分思うがです。が、残念なことにはね、良くならんわけよ。ほんで、今は良くならんから、何とか漁業せないかん、何とか農業せないかん。けど、農業、漁業が良くならんということは、国の食糧の生産手段がどんどん弱くなっていきよる問題やと自分思うがです。

そこで、まあ自分、農業のことはあんまり分からんがですけど、これも前から自分言わしてもらいよることよ、漁業にねかんしてはね、まあこれは濱田課長も、もう町長もお分りのことと思えますけど、今の、もうね、日本の漁業の仕組み、取ったもん勝ち。これではね、もう絶対やっていけません。ほんで、自分ここでも何回か聞いてもろうたと思うがです。それから、県にも行って聞いてもろうたことですね。今の取ったもん勝ちの仕組みをね、国のレベルで変えんことにはね、絶対ということは付けられんということもありますけど、絶対言うてかまばあね、もう漁業はやっていけんなと思います。中にはやれるともあります。けど、総体的に見たときに、まあご存じのように、今、東北で漁業漁業というような問題もありますけどね。けどね、人よりようけ取らんといかん。まあ、百姓さんも、人よりようけいいもん作らんかん。け

んど、そのためにはね、今の仕組みではよ、人よりええ設備をせないかん、人よりコスト掛けないかん。

現実にもう、まあこれももう釈迦（しゃか）に説法みたいな話になります。その油がね、まあ自分らで言うたら3万のとき。ほんで自分、言わしてもらうが。3万のときはね、漁師、大漁貧乏で我慢できた。7万、8万なったらね、自分言うがです。大漁倒産ぜよと。やっていけん。釣りゃあ釣るばあ、コスト掛かるときになったもんで。ほんで自分は、今の漁業をよね、町から県へ。これは知事さん、こんなことじゃ、なかなか漁船漁業はいかんいうて言うが。県から国へいうようなね形でね、挙げてもらいたいと思うがです、これは。

ほんで、これはね自分、こんなことを言うとまたおかしいですけどね、自分らの漁業を残すためやないいうて自分あっさり言うが。動物性タンパク源、それは魚はわずかかも分からんけどよ、その食糧を生産するための手段を残すためにいうてね、自分、水産庁の関係の人にも聞いてもらうがですけど。まあ、これもまたあれになりますけどね、係長さんぐらいまではね、そうやね言う。けどね、課長なりね、その上になっていくとね、うんとは言わん。なかなかその仕組みを変えるということについてはね。

そういう問題やきね、自分は漁業にかんしてはよ、町長にお願いしたいことはね、まあ次の2番目にも出てきますけどね、今は、もうその仕組みそのものをね。まあ自分、黒潮町のね一次産業、ほんで漁業。まあこれ、漁業は先に言うたように、食糧の生産ね。その仕事をね、町に残そうとするがやったらよ、そこを、行政もなんぼ自分らが言うてもね、これも何回も前にも聞いてもらうたことやけどね、うん言わんきね、これは。ことを、自分はお願ひしたいがです。

まあ農業のことは自分あんまり分からんですけど、ただ1つだけ言えることは、百姓さんにしてもよ、豊作貧乏という言葉がある。これね、自分はおかしい、けしからんことやと思うがです。自分ら、食糧はなけりゃいかに。なけりゃいかんもんをね、生産さしてもろうて。生産してね、その仕事がどんどんどんやれんなりよるがやきね、これ。ほんで後継者もおらんとか、何だらんかんだらいうて言うけどよ。やっぱ、その根本をね、自分。もし、町長がほんまに黒潮町が一次産業の町やという思いで取り組んでくれるとしたらよ、今はその根本の問題をね、自分、取り組まないかんときにね、自分はなってきちよると思います。

そういうことで、2番目の日本カツオ学会。

ほんでこれも、今年は枕崎であって、来年は沖縄の宮古かね、いう予定になって。これはこれでね、自分らありがたいことやと思うがです。

ただね、残念なことにはね、現場の漁師の、まあ町長もご存じや思いますけど、まあいろいろな条件がある上でのことやとは思いますがですけどね、参加が少ないがよね。やっぱ自分ね、そこに問題があらせんかと思うがです。

そういう中で、町長。ほんで、この日本カツオ学会は、うちで話出たがはおとどしやったかね。そのときはね、自分は目の前の漁業をどうするかということから、この、もう組織化した運動いうかね、せないかんねいうが発端やったと思うがです。今も、それはそれでやってくれよとは思いますがですけど、けど現実には、自分、参加さしてもろうてね、肝心要なその部分がほんとに小さいがやないかいうように、まあ自分は思うもんで。

ほんで、ここで町長に。まあ町長、副会長の仕事をされておるもんで、町長はどのようにお考えかという質問を出させてもろうちよります。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

カツオ学会副会長としての考えを聞くということでございます。

副会長として当然のことながら、このカツオ学会の設立趣旨、カツオ産業の盛んな地域と、産学官の関係者およびカツオに興味のある人々が集い、各種の情報交換をはじめ調査研究を継続して行くと、こういったことになっておりまして、会長を支えて活動をしていくといったのが副会長の務めであろうかと思っております。

しかしながら、議員が言われるようにですね、特に資源論。こちらにつきましては、私はもう1つ立場があるかと思っております。それは、当然、黒潮町がカツオ一本釣りの町ということでございます。このカツオ産業といいましても、まあ、議員に答弁するのはちょっと釈迦（しゃか）に説法で、大変言いづらいところでございますが。特に資源論につきましては、各種その業種によって利害調整が非常に厳しいと、そういった現状でございます。しかしながら私の立場では、当町は一本釣りの町であり、また、県内の巻網漁船を有していないと、そういった立場でございますので、皆さんと一緒にというわけにはまいらないと。そういった立場で主張していくべきは主張をしていくと、そういった立場があるかと思っております。

現在、1つの目標設定をしております。今年の12月に開かれる予定でございましたWCPFC。残念ながら、来年2月まで開催国の都合で延期ということになっておりますけれども。ご承知のとおり、昨年の第6回科学委員会で、これまでになかった前進がございました。資源解析手法に日本の手法を取り入れていただいて、資源を再評価していただいたということでございます。これ、議員が常に議会でご質問いただいている、例えば漁獲法の高度化であるとか、機器の精度の向上。こういったものを加味して、再度、資源解析をしたと。相変わらずですね、現在の漁獲量は、まあ乱獲状態にはなっていないとされてはいるんですけれども、それでも熱帯域の高水準の漁獲、こちらについては北緯20度以北、あるいは南緯20度以南、こちらについての来遊量の減少を引き起こす可能性がある。それからもう1つは、今後の漁獲努力量の増加、いわゆる新船造船。こういったものについては、監視の必要があると。ここまでは合意できたわけでございます。

ただ残念ながら、その次の第7回の年次会合で、資源論については来年に持ち越しましょうというのが今年の12月やったんですけれども、残念ながら延期になったということでございます。

それを踏まえて、2点、政府と水産庁に要望していることがございます。

1つは、まず、国際合意を取り付けることからまず始めないかんということでございます。そのために第1点、熱帯水域で現在、科学的に実証はされておられませんけれども、熱帯水域の高水準の漁獲が、その北緯20度以上、あるいは南緯20度以南、こちらの来遊量の減少を引き起こす、その起因となっている。これについて科学的にしっかりと実証していただいて、カツオの資源をしっかりと守っていくという国際合意をまず取り付ける。これが第1点目でございます。

2点目は、それらを踏まえて、WCPFCの、本来でありましたらこの12月に開かれる年次会合。これが、2012年から14年までの、マグロ類の資源管理措置の初年に当たるわけでございます。そこに、カツオの資源の保護措置を新たに加えてくれと、こういった2点の要望をさしていただきました。

実際にその後、よくご存じの宮原次長、それから国会議員の方に台湾の大使館に行っていただいて、ぜひ、WCPFCの会合では応援をしてくれと、そういった調整が今、始まったわけでございます。何としても、2月の開催のWCPFCの年次会合では、このカツオの資源保存管理組織機関、これを新設していただかないといかんというのは、私の目標でございます。

しかしながら、これ全国大会で発表しても、新聞には載らんのです。ご存じのとおり、水産業界には多数の圧力団体がございます。僕らのような一つの市町村長は、資源論を打ち上げても全部つぶされるわけでございます。そういったところをどうやって打破していくか。これについては、もう世論を巻き込んでいくしかない、そういったことでございます。

そうなりますと、当然、カツオ学会副会長という肩書きは非常に重要なものになってこようかと思っております。

ます。しかしながら、まだカツオ学会、立ち上がって時間がたっておりません。まだまだ学会内の合意形成もできておりませんし、また、一人だけ突っ走って、学会が分裂するといったことも避けなければなりませんので、当面は、カツオ一本釣りの町の首長であると。そういった立場から、一生懸命活動させていただきたいと、そんなに考えております。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

自分ね、今、町長のお話。自分、日本は魚取りよるがよね。外国は魚やないきね。これ、食糧の確保やき。自分はそう思うちょう。ほんでね、なかなか話がいかんということが1点と。

それからね、資源大事、資源大事言うけどね、国の法律がよ、取ったもん勝ちやきね。そこをね変えんとよ、自分らが取りたいだけ取りようによね、よその人にね、おまんら取りな言うたちね、聞く道理ないと自分思うがです。

ほんで自分、水産庁にもそれをあっさり言うが。国が、それはいろいろな問題はあるにしてもよね、まず、日本の国はもう漁獲をこればあしか取らんぜよという取り組みをした上で、それで外国にも言わざったらよ、あていが外国やっても、自分は聞かんぜよいうてね、自分言わしてもら。ほんでそこを自分はね、先にも聞いてもろうたようによね、まあいろいろな、今、町長がおっしゃるような立場ね、いろいろな関係もありますけれど。一次産業の町として、食糧を生産する、持続さすにはどうせないかんか。そのためには、取れるきいうて取るようなことじゃいかんいうね、単純。もうこれね、自分言わしてもら。難しいことないがです、言葉としたらね。もう単純なよところでねお願いしたいと、そういうお考えでね。

まあ今、町長も置かれた立場で、国なり、それからまあ宮原さん、審議官に今なっちゅうけどね。カツオ、マグロではいろいろな責任を持って国際的な仕事されておいでる方にもいうことで。なお、そういうことで、まあお願いしたいと思います。

ほんで、4 番目の放射能とエコエネルギーの問題ですけれど。

まあこれも自分、ここへ書かしてもろうておるように、まだ福島のはあれは収束。まあ自分は収束という言葉があんまりにも単純というたらあれやけどよね、収束してないという中で、まあこれ、9 月のときにも自分、聞かしてもろうたことですけれど、放射能のその計測の問題よね。

これはね、あればっかは目にも見えん、においもない。ほんでね、自分、船にも計測器を積まして、自分らで自分の命を管理せざったらいかんがやきね。

というような思いで、自分は、学校の子どもにはもう一番問題になってきちよることやもんで。で、9 月にも、給食の職員について、計測を他人任せでかまんかよいうことで、これへ出させてもろうちよるがですが。

確かにコスト、まあ経費も予算の問題もあるとは思いますが。けど、こんな問題ね、お金の問題やないと思うがですけれど。

再度、町長と教育長に、学校の関係で質問致します。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは、明神議員のですね、子どもたちへの放射線被ばく。これの計測についての考え方についてお答えを致します。

このことにつきましては、議員、9 月議会にも質問をいただきまして、答弁をさせていただきました。

高知県におきましては、今年3月以降ですね、文部科学省の委託等を受けてですね、高知県衛生研究所が7項目の環境放射能調査を実施をしているところです。

9月以降の調査結果につきましても、いずれの調査におきましても正常な数値ということでございます。この調査の結果を受けてですね、これまで文科省、あるいは県の方から特別な指示は出てきておりません。

こうしたことからですね、町の教育委員会としましても現在のところはですね、町独自で、まあそういった測定を行うなどですね、小中学校への特別な対応といったものについては必要ないというふうに判断をしているところでございます。

今後も、調査結果等をですね注視しながら、国、県の動向を見ながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

町長部局としての考え方でございますけれども。

先ほど、教育長が言いましたように、先の9月に答弁したとおり、まあ教育長は7項と言いましたけれども、高知県ではですね8項目やっています。水道水、降下物、土壌、牛乳、海産生物、モニタリングポスト。それから、地上1メートル地点でのNaIシンチレーション式サーベイメーターによる測定。それから、高知県各地での地上1メートル地点でのNaIシンチレーション式サーベイメーターによる空間放射線量率の測定を行っております。

本日、更新されておりますけれども、2011年12月19日現在ですけれども、高知県衛生研究所からですねホームページで出ておりますけれども、測定結果としましては、検出はされていないということで出ております。

また、県の衛生研究所にも問い合わせを致しましたが、今、説明したとおりですね、特に、まあこの前、カツオにちょっとセシウムが入っているということで、まあ、ちょっとという表現がいいのか悪いのかあれですけれども。セシウムが出たという記事は載ってございましたけれども、健康上にはまあ現時点では影響がないということでございまして、県としてもですね、特に各市町村に指示だとかそういったことを出すことは今のところはないというところでございますけれども。明神議員の心配されるところはですね、私も認識しておりますし、注視もしていかなければならないと思っております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

まあ自分、これはすごい、松本のね市長さん。この方は信州大学の教授で、それでチェルノブイリへ5年行っちゃったというね方が書いちゃう本。ほんまに、子どもさんのことを思うたらよね、まあ今言うように、県が、まあ早い話が国が言うてこん、県が言うてこん。自分ね、この問題はね、そんな問題やないと思うがです。これ、何千万も費用が掛かるとかいうがやったらともかくよ、そこがね自分、町長のね、やるかやらんかやと思うがです、これは。

まあ、もう時間もまだあれやけど、自分は時間もないし、暗うなりようき、もうあれですけど。分かりました。

その2番目のよね、この自然のエネルギー。まあこれも、もういつも耳にたこができて、その上にできち

よと思うがですけど。たまたまね、ある人からよ。ある人ちね、先輩議員、もうやめた方からよ、照男さん、ここやきね、おまんちつと見とうせいうがで行って。自分ら馬地に、もし水が出たら、昔は田んぼやったところがもう宅地になっちょうき、ほいたら、そこへ液水いとかね、あふれた水が出てくるがやないろうかというがで、自分、見に行たがです。その人のとこ、言うき。ほんで、自分そのときにね、これはその水をよ、小型の水力に利用できんろうかね言うたら、その人の話では、ええ、ここは水が切れることないき、できるのういう、そのときの話やったがです。ほんで、佐賀にはそれあるがです。伊與喜にもね。それから、そんな谷がなんぼもあるし、こちらにもあると思うがです。

ほんで自分ね、そういうあれを利用できんかと。ほいたら、その自然のエネルギーの問題も対応できるし、それから、防災言うたら大げさなるけどよね、そういうことにもできるきに一石二鳥で考えるあれはないろうかいう質問ですけど。

どんなもんですかね。

議長（山本久夫君）

住民課長。

住民課長（松本輝雄君）

明神議員の水力発電のご質問にお答えを致します。

水力発電でございますけれども、自然エネルギーの中でも持続的に発電可能な水力発電は、今後、大きなポテンシャルを持つものと期待されておるんじゃないかと思っております。

既に取り組んでいる自治体等もあり、本町としても水力発電の設置の可能性を探るため、高知小水力利用推進協議会にも参加を致しまして、今、議員言われましたような、砂防堰堤（えんてい）等を利用した小水力発電の可能性について、高知県、また関連する機関にも協力をしてもらいながら、現在のところは調査中でございます。まだ具体的なことにはなっておりません。

まあ、現在調査中ということでのご答弁でご理解していただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

自分の質問も耳にたこができるばあ、おんなしことやけんども。前も調査中という答弁があったと思うがですけど、このエネルギーの問題についてはね。

町長ね、それはお金、まあいうたら、よう言われるね、やらんがが調査中とかよ、前向きに検討しますということ、自分は思わんぜ、そんなことは。思わん代わりによ。けんども現実に、もうみんなも見た思うけんども、これ昨日の新聞よね、この梶原ののがが出ちようけんどもよ。梶原やったら、絶対、調査中というようなね、ことは言わんと思うが、これは。

いや、自分ね、こんなこと言うたらまたおかしいけんどもよね、まあこれ、私事になるきあれやけんどもよ。実際、自分ら船でもね、ほんまに無駄なポンプを回しようきよ。ほんで自分、この間も水産庁の課長さんによ、もうこれからの船はね、自分そういうあれもせないかん思いよういうて。ほんで、自分らがせざったら残れんきね。けんども町はよ、せざってもおまんら残れると思うちようろう。思うちようき、調査中調査中でよ。

けんども、そんなことでね、もう町も自分、残れんときによ、これは来たと思うがです。このエネルギーの問題、それから二酸化炭素、温暖化の問題。

そういうことで、町長。やっぱ町長も調査中ですかね。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

今回の調査中はですね、ほんとに調査に来ていただきました。この、さっき課長が答弁した小水力の利用推進協議会の方に。ほんで実際、現場にも入っていただいて、見ていただいたところです。

ただ、そのときには漠然と、こうではないかというお答えをいただいておりますけれども、詳細についてちょっと詰めてみないと分からないということで、内容をお持ち帰りいただいたと。

実際、調査をしたところであります。

議長（山本久夫君）

明神君。

10 番（明神照男君）

まあ一応、そしたら調査はやってくれて、ほいたら今検討中か。

検討中も前向き、それこそこれはほんとのよ、逃げの前向きやなしに、ほんとの前向きをお願いして。

自分もまあ、これ、こんなこと言われんけど、船卸しに呼ばれちゃうよ。もう時間も1分なっつき、これで終わります。

議長（山本久夫君）

以上で明神照男君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 17時 22分